

参考資料

目 次

- ・ 事業者によるサービス改善の取組み・・・・・・・・・・ P 2
- ・ 選択性向上の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 7
- ・ タクシー事業と地域の連携・・・・・・・・・・ P 2 4
- ・ 監査・行政処分・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3 3
- ・ 事業の適正化に向けた取組み・・・・・・・・・・ P 5 5
- ・ 参入等の事前チェック・・・・・・・・・・ P 6 8

・事業者によるサービス改善の取組み

規制緩和後参入し、質の高いサービスを提供している事業者（ハロー・トーキョー株）

事業開始までの経緯

- ・社長は大手法人タクシー事業者の運転者
- ・従来型のタクシー事業の経営方針に疑問を感じ、同僚10人で協力し、平成15年10両で事業開始
- ・その後、質の高いサービスを売り物として新たな需要を拡大し、現在101両で営業

サービス内容

（接客態度）

- ・予約車は、運転者が手でドアを開閉
- ・待機中に新聞を読んだり、シートを倒すことは厳禁

（車両・装備）

- ・車両は、黒塗りの高級車（ゼロクラウン）を使用
- ・車内に無料で使える携帯電話の充電器を装備

（その他サービス）

- ・外国人観光客対象に携帯電話による無料通訳サービス
- ・迎車回送料金、待料金、時間指定予約料金は設定しない



社内教育等

- ・社内研修を重視し、必須マニュアルによる接客の徹底
- ・優秀な乗務員の走行パターンをGPSにより把握し、その情報を乗務員教育に活用
駅、繁華街等における「付け待ち」は基本的に行わない
- ・売上ではなくサービスに関する評価によるSC（スペース・コンシェルジェ）制度を設け、SC手当を支給
運転者にインセンティブを与えている
- ・事業者自らが需要の掘り起こしに努め、営業努力を怠らない

規制緩和後参入し、質の高いサービスを提供している事業者（（株）トマト交通）

【経営理念】

運転者の賃金低下につながる低価格競争ではなく、あくまで良質のサービス競争をすべき。



提供する三大商品

全乗務員に守ってもらう「6つの約束」

制服・制帽の正しい着用

駐停車違反をしての客待ち禁止

運賃の勝手な割引禁止

出勤、退勤、出庫、帰庫時の挨拶の徹底

出庫・帰庫時間の厳守

乗車中の喫煙・肘掛け運転禁止

全乗務員に守ってもらう「6つの約束」

おはようございます。お待たせしました。どうぞ。

ドアを閉めます。足元宜しいですか。

トマト交通の です。宜しくお願いします。

どちらまで参りますか。かしこまりました。

どちらから参りますか。かしこまりました。

またのご乗車お待ちしております。

気配り & 思いやり 9つの行動

「挨拶6唱」を用いた「気配り」

乗降時ドアサービス

手持ち荷物の運搬

玄関内に入るまでの見送り

急ぎの場合の抜け道走行
(安全第一)

安全第一・安心・丁寧な運転

雨の日の傘サポート

路地奥の玄関先まで輸送

「ご高齢・身体の不自由な方」
へのお手伝い

利用者から選ばれるタクシー会社

ITシステムを活用したサービスを行っている事業者（神奈中ハイヤー(株)）

利用者の利便性を高めるため、ITシステムを活用したサービスを提供

GPS自動車配車システム

- ・GPSにより車両の走行位置をリアルタイムに把握
- ・配車場所までの道路の混雑状況などを勘案し、最も早く目的地に到着できる車両を検索

配車時間を短縮



ICカード（ココデカード）

- ・利用者がICカードを公衆電話に挿入すると、自動的に営業所へ電話し、その電話の位置を通知
- ・また、ICカードをタクシーの端末にかざすことにより、顧客の住所情報が自動的にカーナビに掲載されるシステム

行き先等を自動的に通知



携帯決済（クイックペイサービス）

車内の読み取り機に携帯端末をかざすことで運賃の支払いを行うシステム
（1秒で決済可能）

運賃支払時間を短縮



ハローキティタクシー

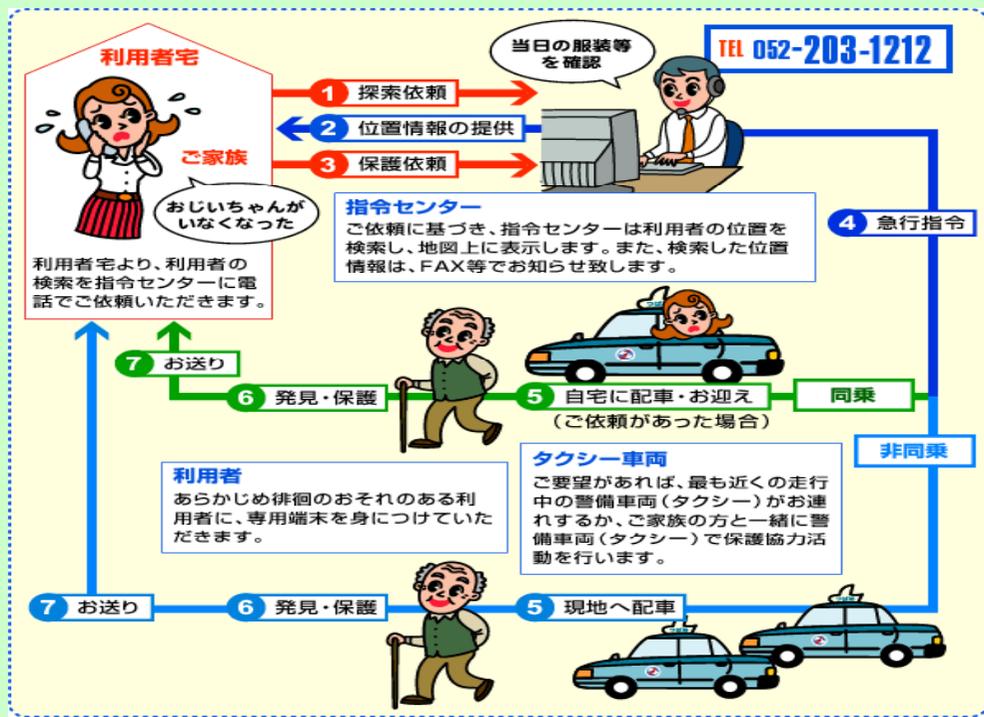
- ・ハローキティの図柄でラッピングした車両
- ・ドライバーは全員女性
- ・チャイルドシート装備
- ・全車禁煙。



利用者の緊急要請に対応したサービス(あんしんネットワーク)を行っている事業者 (つばめタクシーグループ)

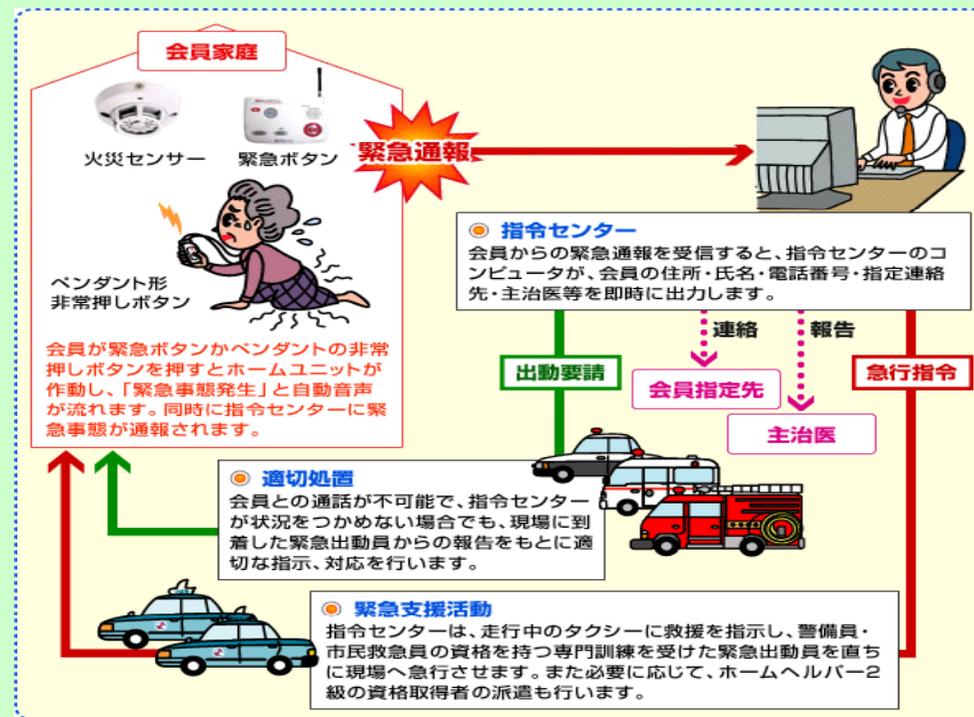
徘徊・迷子探索サービス(みつけたくん)

受信専用PHSを身に付けることにより、家族からの依頼があった場合、指令センターにて居場所を確認し、警備車両が急行して保護するサービス。



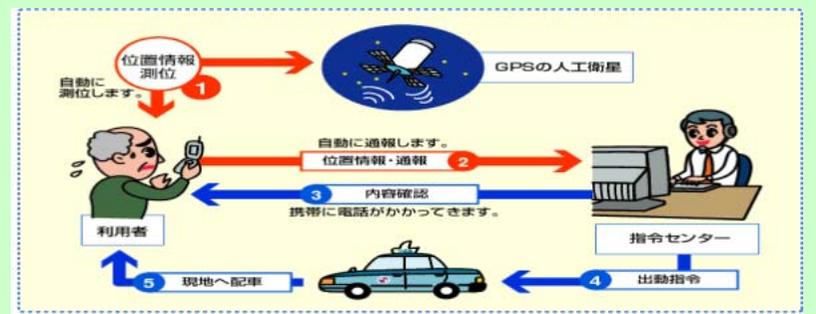
ホームセキュリティーサービス(まもるくん)

ご家庭に設置されたホームユニットの緊急ボタンを押すことにより、通報を受けた指令センターから会員様宅に最も近い警備車両を配車するサービス。



携帯セキュリティーサービス(どこでもかけつけくん)

GPS機能を搭載した携帯電話のGPSボタンをワンタッチすることにより、最寄りの指令センターに居場所を通知し利用者の元にタクシーが駆けつけるサービス。



利用者がタクシー会社を選択できる環境整備に努めている事業者（日本交通株）

- ・ 都内10カ所に自社専用の乗り場等を設置し、タクシーを乗り場に常駐させるための配車管理を徹底
- ・ 車両を色分けし（黒/黄）、黒塗りタクシーには、優良な乗務員による接客サービスを提供

ニューヨークではリムジン等のFHVサービスは利用者が事前予約をして市外から配車する必要があるが、これは、都心部において予約無しに同様の高いサービスを利用者が選択できる優れたシステム



自社専用タクシー乗り場

<p>愛宕グリーンヒルズ (H13.10.11開業) 「愛宕グリーンヒルズMORIタワー」1F</p>	<p>銀座営業所 (H14.4.16開業) 日本交通株銀座営業所内</p>	<p>品川インターシティ (H14.10.1開業) 品川駅前「品川インターシティ」 南港口駅前 B棟1F</p>	<p>六本木ヒルズ (H15.4.25開業) 六本木ヒルズ森タワー南 エレベーター1F正面</p>	<p>泉ガーデンタワー (H15.12.1開業) 六本木「泉ガーデンタワー」 4F正面玄関前</p>
<p>汐留住友ビル (H16.11.1開業) 「シオサイト」汐留駅前 ホテルヴィラフォンテーヌ 1F正面玄関前</p>	<p>ロイヤルパークホテル汐留 (H17.3.1開業) ロイヤルパークホテル 1F正面前</p>	<p>東京汐留ビル (H17.6.20開業) コンラッド東京隣接</p>	<p>セルリアンタワー東急ホテル 正面玄関 (H16.11.1開業)</p>	<p>ヨコソーレインボータワー (H18.2.13開業) 無料手配専用電話機の設置</p>

災害、犯罪防止対策に取り組んでいる事業者（宮城県タクシー協会）

災害情報ネットワーク

地域の放送局と連携し、レポーター研修を受けた乗務員によるタクシーが防災レポート車として地域の災害発生状況を通報（平成8年7月から実施）



S.O.S. 防犯タクシー

児童が不審者に声をかけられたり、追いかけられた場合、通りがかりのタクシー車両に合図をすると、乗務員が無線を利用し、警察等へ連絡の上、指定の場所まで児童を輸送（平成16年度から実施）



高齢者等の需要に対応した様々な運賃を導入している事業者（有）三ヶ森タクシー）

【主な運賃サービス】

タクシー定期券

- ・ 自宅～会社などの決まった区間を何回も利用する場合にお得な定期乗車券（何回でも利用可）
1ヶ月の定期代 = 区間運賃 × 20日 × 2
（1ヶ月30日往復運賃の約3割引（学割定期券は4割引））

高齢者フリーパス券

- ・ 予め希望した運賃の範囲で、何処でも、何回でも自由に利用できる乗車券
1ヶ月の運賃 = 円（希望運賃） × 24日 × 2
（1ヶ月30日往復運賃の2割引）

通院、買い物など、日常の足として頻繁に
タクシーを利用する場合にお得



のりのり100・150

携帯電話にヒントを得て考案

【のりのり100】

- ・ あらかじめ月額基本料金（10,000円）を申し込んだ場合、当月の利用運賃の10%を割り引く
（例）当月の利用運賃が13,000円だった場合
割引後の運賃は $13,000 \times 0.9 = 11,700$ 円

【のりのり150】

- ・ 同様に月額基本料金（15,000円）を申し込んだ場合は15%割引

外国人や女性など様々な利用者ニーズに対応したサービスを行っている事業者
(第一交通産業株)

同時通訳サービス

通訳案内業者との契約により、外国人向けに電話通訳コールセンターを開設し、外国人のタクシー利用に便宜を図るもの

【営業日・受付時間】

年中無休、9:00~20:00

【通訳可能言語】

英語、中国語、韓国語

電話通訳コールセンター

通訳案内業者
に運転者の携帯
電話番号を事前
登録



外国人が乗車
の際、運転者が
通訳センターに
電話



通訳が対応

イメージ図



電話通訳コールセンター

観光地案内

交通・地図案内

女性ドライバー優先配車サービス

女性・お子様・お年寄りの方がやさしく乗車できるよう、配車の際、希望により無料で受けられるサービス（北九州地区のみで実施）

お母様方に代わり、お子様をやさしく送り迎え
高齢者・身体の不自由な方には、やさしく気配りのあるサービス
深夜でも安心して乗車できるサービス



ユニークなアイデアにより様々なサービスを行っている事業者（近畿タクシー）

利用者のニーズに対応するため、「ポートキャブ（ロンドンタクシー）」や「自転車タクシー」の導入など、ユニークなアイデアによりサービスの充実を図っている。
また、乗務員教育にも力を入れている。



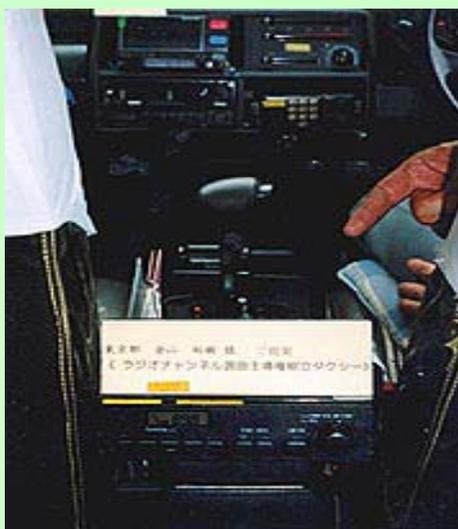
ポートキャブ
（ブライダル、観光で好評）



自転車タクシー



料金カウントダウンタクシー
（メーターが上がるタイミングを知らせる）



ラジオチャンネル選局タクシー



携帯充電タクシー



チャイルドシート搭載タクシー

少子高齢化社会に対応した新しいビジネスモデルを実践・展開している事業者
(大興タクシー株)

タクシー事業の新しいビジネスモデル(長期事業計画)

今後のタクシー事業は「タクシー会社からの発想」ではなく「お客様からの発想」から事業を考えることが必要
 今までの「点から点の事業」ではなく「人間の全ての生活面」を支援する事業を考えることが必要
 「少子・高齢化社会」を迎え、高齢者にターゲットを絞って、お客様の立場から「どうすれば嬉しいのか? 楽しいのか? 安心するのか? 癒されるのか?」を考え「人を運ぶのではなく人の喜びを運ぶ事業」を実施

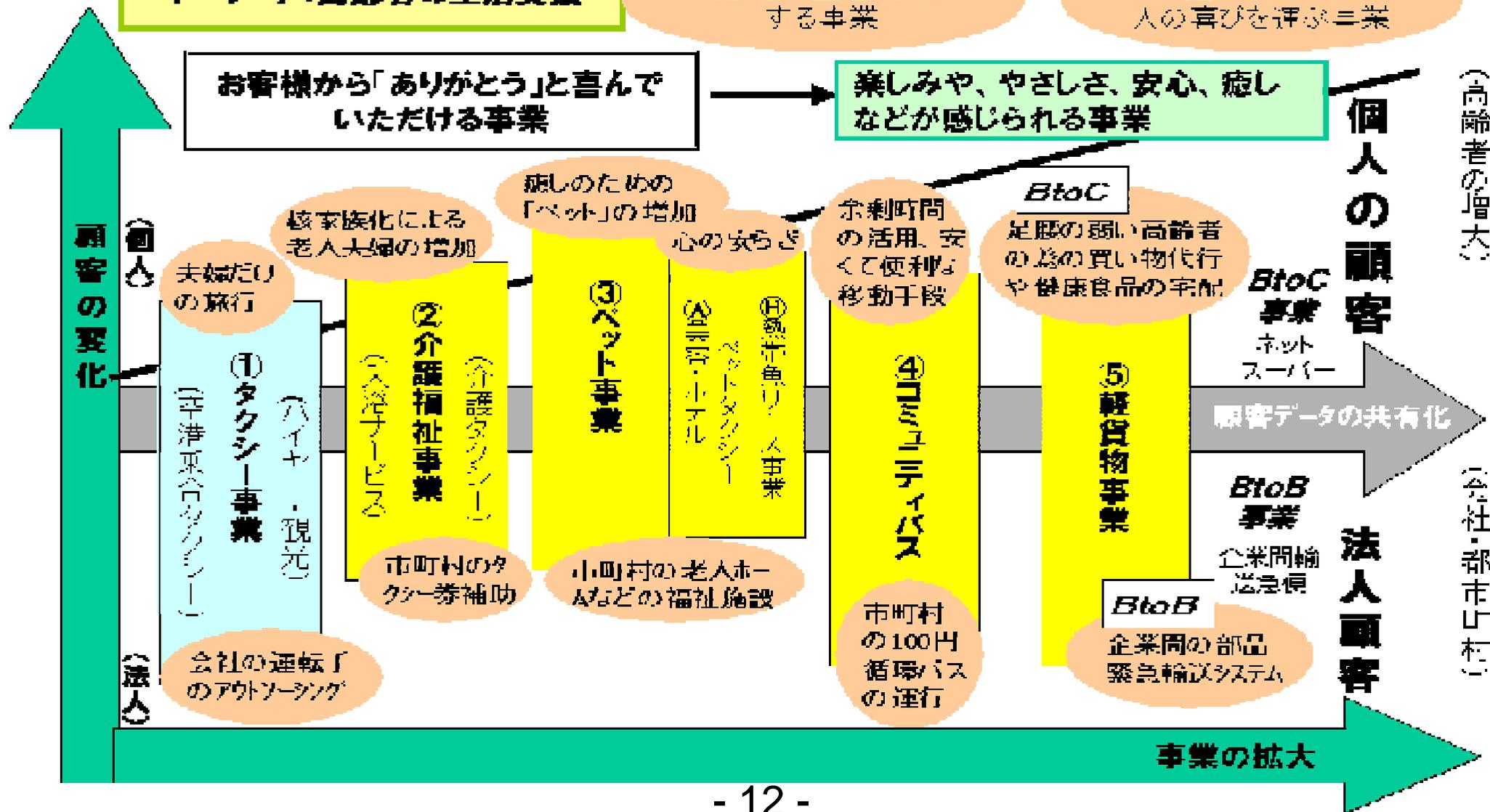
キーワード: 高齢者の生活支援

高齢者の生活を支援する事業

人を運ぶ事業でなく、人の喜びを運ぶ事業

お客様から「ありがとう」と喜んでいただける事業

楽しみや、やさしさ、安心、癒しなどが感じられる事業



風力発電付き行灯の開発など環境対策に取り組んでいる事業者（株エコロ21）

風力発電付き行灯

直径16cmのアルミ製のプロペラを付けた行灯により、走行中に風を受けて発電させて、その行灯を点灯させる「風力発電付き行灯」を開発、全車両に搭載。

風力発電した電気はバッテリーに蓄電され、行灯の点灯の他、車内の運賃表示や乗客の携帯電話の充電にも使用できる。

（株）エコロ21では、この他、アイドリングストップ励行によるCO₂の2割削減や自然環境にやさしい自転車生活を応援するエコキャリー（自転車搬送サービス）などの取り組みを行っている。



女性ドライバーによるサービスを行っている事業者（第一タクシー株「なでしこキャブ」）

なでしこキャブ

「子育て中の女性にも働きやすいタクシー会社」と、全乗務員が女性のタクシー会社「なでしこキャブ」を設立。

女性の利用客などは女性ドライバーを希望するケースも多く、女性の人材を活かしたサービスを行っている。（全車禁煙）



犯罪から子供を守るための取組み

登下校時の子供の安全を確保する観点から、地域の警察等と連携した防犯活動の実施や、割引運賃の導入等によるタクシーの活用に取り組んでいるタクシー事業者

防犯活動の実施

車両へのステッカー貼付や、子どもの保護、不審者や事件等を目撃した場合の警察への通報等を実施

- ・協力車両に「タクシーこども110番」のステッカーを貼り、タクシードライバーが、助けを求めてきた子どもを保護し、110番通報を行う等、子どもがいつでも助けを求めることができる環境を整備。

- 東京都・東京乗用旅客自動車協会加盟会社
- 京都府・京都乗用自動車協会 / 京都旅客自動車協会加盟会社
- 大阪府・大阪タクシー協会 / 全大阪個人タクシー協会加盟会社
- 兵庫県・兵庫県タクシー協会 / 奈良県・奈良県タクシー協会加盟会社
- 宮城県・宮城県タクシー協会 他



(東京都・東京乗用旅客自動車協会加盟会社)

割引運賃等の設定

小学生以下の児童等を対象とした割引運賃や定額運賃を導入

- ・小学校の児童を対象として、定額のタクシー運賃を設定。(800円)
【区間：菅生小学校～学区内団地間】 岡山県・岡山交通(株)
- ・男児殺害事件の発生した地域において、小中学生が登下校時にタクシーを利用する場合に割引運賃を設定。(5割引)
【適用地域：藤里町、二ツ井町】 秋田県・(株)二ツ井観光タクシー



育児支援タクシー

保育園等の託児所やNPO法人と連携して、安全で安心して利用できる育児支援輸送サービスを提供しているタクシー事業者

(有)花園タクシー(香川県高松市)

子育て支援のNPO法人「わははネット」と協力し、「子育て応援タクシー」によるサービスを開始

- ・子育て支援に関するボランティア講習を修了した育児の知識や経験が豊富な乗務員がサービスを提供
- ・事前に会員登録した義務教育就学前の乳幼児を対象として、割引運賃を設定(1割引)



宇部構内タクシー(株) / 日本交通産業(株) (山口県宇部市 / 下関市)

自宅～託児施設等への子供の送迎を親の代わりに行うとともに、保護者の負担を軽減するため割引運賃を設定

- ・事前に託児所職員の指導の下、幼児への接し方等について実習を行った乗務員がサービスを提供(乗務員は最低1H×5回の自習を行う)
- ・事前に会員登録した小学生以下の子供を対象として、自宅と託児施設間の送迎を行う場合に割引運賃を設定(1割引)



その他、需要拡大や社会的要請に対応した取組み

JTBコンビニタクシーチケット「タクのりチケット」(JTB(アイ・ドット・JTB))

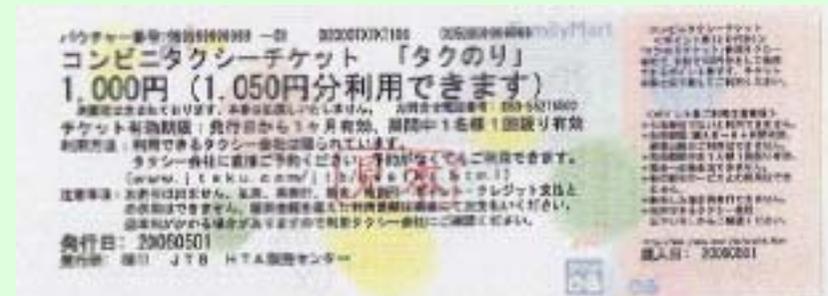
プレミアム(最大で7% お得)の付いたタクシーチケットをコンビニで販売。(業界初)
タクシー利用を促進し、ポイント券サービスによりタクシー利用のリピーター率を高めることが狙い。
(平成18年5月から実施)

商品名称：コンビニタクシーチケット「タクのりチケット」

販売額：1,000円(税込) 1,050円分の利用ができる。

有効期限：購入から1ヶ月

利用方法：コンビニで「タクのりチケット」を購入
チケット記載のURLから乗車したい地域の
タクシー会社を選択し電話予約(無線予約も可)
降車時に「タクのりチケット」により精算。(不足額については、現金精算)
半券(ポイントカード)を5枚集めて100円分として利用



全車禁煙タクシー(大分市タクシー協会)

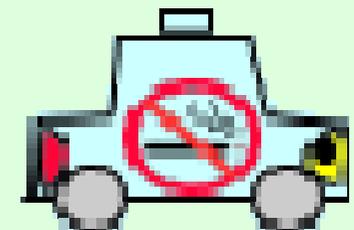
大分市タクシー協会は、協会に加盟する事業者の全車に「禁煙タクシー」を導入。
(平成18年4月から実施)

【禁煙タクシー導入状況】

- ・大分市タクシー協会加盟25社(954両)及び大分市個人タクシー協会加盟86者(86両)により4月1日より禁煙タクシー100%の導入が図られた。
- ・大分市域の法人・個人の連携による100%導入のため、禁煙表示灯は不要。
(ドア・車内には表示。)

【利用者等の反応(導入1ヶ月経過後)】

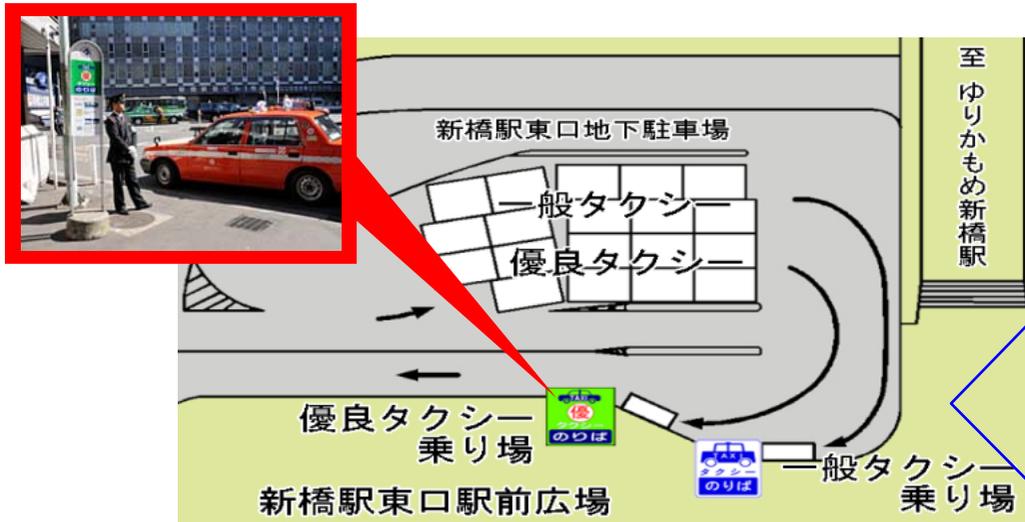
- ・導入後、運輸支局・タクシー協会に利用者・運転者からの苦情はない。



・ 選択性向上の取組み

優良タクシー乗り場

交通政策審議会自動車交通部会の「タクシーサービスの将来ビジョン報告書」において、利用者がタクシーを選択できる環境整備として、乗り場の差別化について提言されたこと等から、平成20年3月6日、東京タクシーセンターが全国初の「優良タクシー乗り場」を新橋駅東口に設置・運用を開始。



1日当たりの稼働状況

区分	3月	4月	5月
優良	395 31.4%	484 38.0%	511 41.0%
一般	862 68.6%	791 62.0%	734 59.0%
合計	1,257 100.0%	1,275 100.0%	1,245 100.0%

入構可能な車両

道路運送法や道路交通法等の違反がない等により優良運転者と認められたタクシー



優良運転者表彰
受けた運転者



マスター(みつ星)の認定
を受けた個人タクシー

タクシーサービスの将来ビジョン報告書(抜粋)

乗り場整備の促進と乗り場の差別化

流し地域は、利用者がタクシーを選択することが困難であるが、乗り場が整備され一定のルールが確立されていれば、ある程度タクシーを選択することが可能となる。このため、行政機関や施設管理者等と連携を図りつつ、県のタクシー協会等において乗り場の整備を積極的に行うとともに、例えば、近距離乗り場と中・遠距離乗り場を分けたり、事業者ランク制による優良事業者・運転者が優先的に駅前などの好位置にある乗り場に乗り入れ可能とする、あるいは、禁煙車両のみの乗り場を設定する、といった措置を産業界において検討し、可能なところから導入することが望ましい。

法人タクシー事業者ランク評価制度

東京タクシーセンターにおいて、より良質なタクシーサービスの提供を促進するため、平成13年10月1日より、タクシー事業者ランク評価制度を導入・実施。

東京の法人タクシー事業者(多摩地区を除く)について、接客サービスに関する情報や安全に関する情報及び事業者の法令遵守に関する情報を東京タクシーセンターにおいて収集し、評価を実施。具体的な評価方法は、客観性及び透明性の確保のため数値化による評価方式を採用し、4段階で分類。

利用者への情報提供手段として、AAランク及びAランクの事業者の車両にはステッカーで表示するとともに、東京タクシーセンターのホームページに掲載することにより公開。



車両表示ステッカー

ランク評価方法

ランク評価
(総合評価)

法令遵守面

- ・タクシー運転者に対する街頭指導の有無
- ・苦情等に基づく行政処分の有無

旅客接遇面

- ・タクシー利用者から行政及びセンターに寄せられた接客態度不良等の苦情の有無
- ・センターが委嘱するモニターから寄せられた接客態度、地理知識、服装・身だしなみ、運転操作、車内の清潔度等についての情報の評価

安全管理面

- ・最高速度違反及び駐停車違反等に係る行政処分の有無
- ・事故情報
- ・過労防止状況
- ・行政監査に基づく行政処分の有無
- ・適性診断受診状況

18年度評価結果

ランク分類	評価点数	事業者数
AAランク	90点以上	95社
Aランク	76～89点	105社
Bランク	61～75点	76社
Cランク	60点以下	34社

個人タクシー事業者認定制度

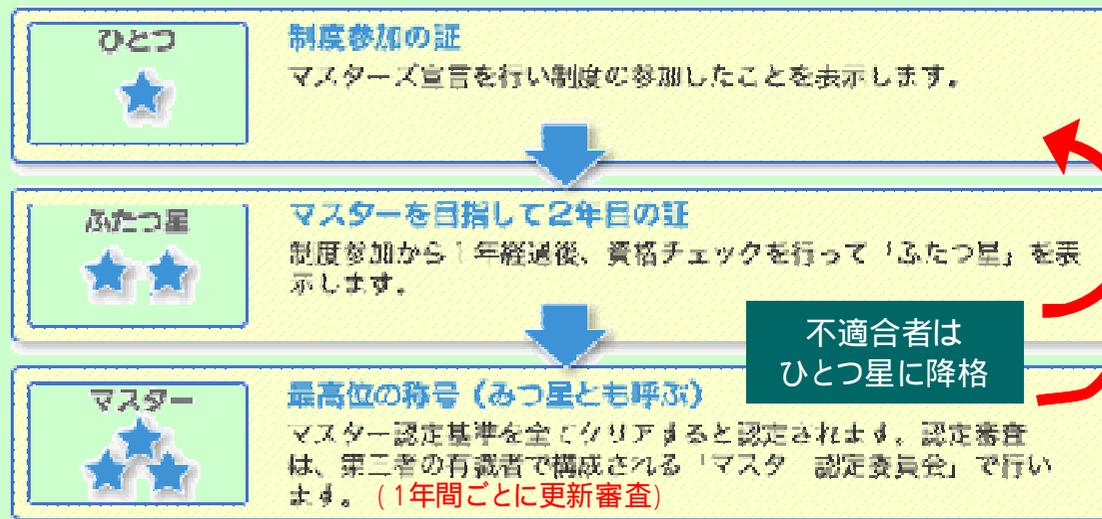
個人タクシー事業者認定制度

全国個人タクシー協会において、高品位のサービスを提供する事業者に対し、ひとつ星、ふたつ星の認定を経て、マスター(みつ星)として認定。

認定基準

- ・道路運送法や道路交通法等の違反がないこと。
 - ・利用者からの苦情による所属団体の処分を受けていないこと。
 - ・安全運転に関して適切な取組を行っていること。
- など

マスター認定までのしくみ



マスター屋上表示灯



優良運転者表彰制度

一定以上の勤続年数、無事故・無違反などの優良なタクシー運転者に対し、行政機関、業界団体、東京・大阪タクシーセンターにより、表彰を実施。

優良運転者表彰制度（東京タクシーセンターの例）

東京タクシーセンターにおいて、指定地域内のタクシー運転者のうち、道路運送法等に違反がなく、接客態度良好で他の模範となる者に対し、勤続年数に応じて、10年、20年、30年の区分により表彰を実施。

表彰基準

- ・タクシー運転者として、表彰区分期間を超えて勤務していること。
 - ・道路運送法や道路交通法等の違反がないこと。
 - ・接客態度が良好で、他の模範となる者であること。
- など

平成19年度東京タクシーセンター優良運転者表彰者数
(人)

	法人	個人	合計
30年表彰	25	21	46
20年表彰	81	60	141
10年表彰	360	62	422
計	466	143	609



車内表示装置に取り付ける

他分野における評価制度等の事例

貨物自動車運送事業法における例(Gマーク)

(社)全日本トラック協会が貨物自動車運送事業者からの申請を受け、安全性の基準による審査を行う。基準を満たした優良な事業所は公表され、利用者が事業者を選ぶ際の参考となる。



国際観光ホテル整備法における例

(社)日本観光協会がホテル・旅館などからの申請に基づき、環境や部屋の大きさなど一定の基準による審査を行う。基準を満たした施設は登録、公表され、訪日外国人旅行者などが安心して泊まれるホテル・旅館などを選ぶ際の参考となる。

消防法における例

消防署長等が、ホテル・旅館などから報告を受け、防火自主点検基準による審査を行う。基準に適合した場合には、ホテル・旅館などはマークを表示することができ、利用者に安全性を周知できる。



健康増進法における例

厚生労働大臣が企業から食品ごとの申請を受け、食品の有効性や安全性などの基準による審査を行う。健康の増進に資する食品である場合、食品には許可マークが付され、消費者が食品を購入する際の参考となる。



商品輸送に関する例

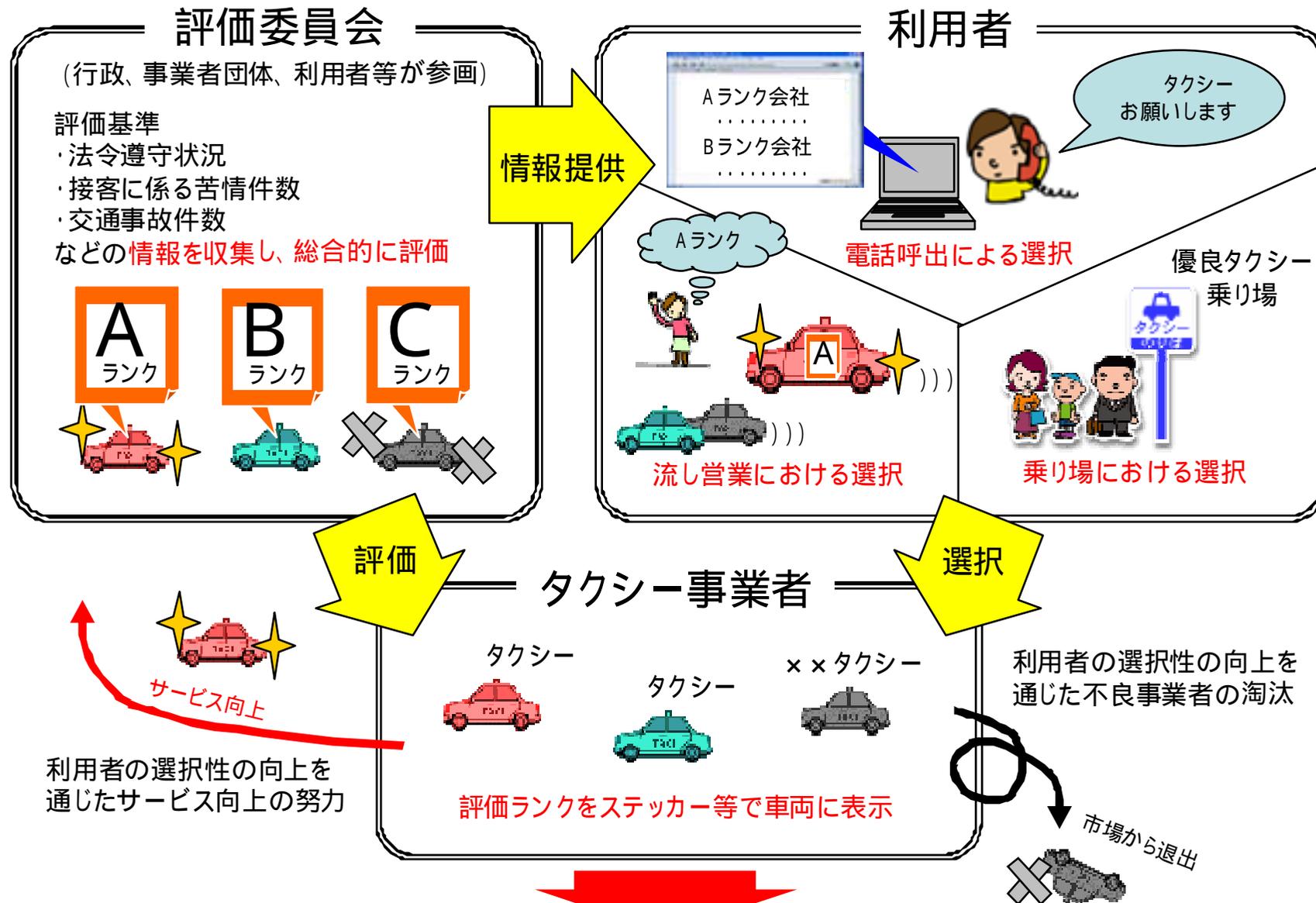
(社)鉄道貨物協会が企業から商品ごとの申請を受け、商品を輸送する際の鉄道利用率などの基準による審査を行う。基準に適合した場合には、マークの使用が可能となり、環境にやさしい鉄道を優先して利用している、と消費者に環境保護をアピールできる。



タクシー事業の構造改善に関する調査（平成21年度予算にて要求）

【イメージ】

要求額：31百万円



タクシー事業における競争促進を通じた利便性の向上

・ タクシー事業と地域の連携

過疎地における高齢者等の交通手段を確保するための取組み

デマンド型乗合タクシー（高知県大豊町 / (有)大豊ハイヤー他2者）

過疎地における高齢者等の交通手段を確保するため、事前にコースを設定して低廉な運賃で運行する乗合タクシーを導入。（平成18年5月から実施）

運行経路：85の集落を14グループに集約し、目的地を以下の4地域に設定

- a) 大豊町役場周辺（役場、大杉中央病院等）
- b) 総合ふれあいセンター周辺（センター、診療所等）
- c) 本山町役場周辺（嶺北中央病院等）
- d) 高知市（日赤病院等）

運行日：月曜日、水曜日、金曜日の週3回

運行方法：運行前日までの受付とし、各利用者の戸口と目的地との間を送迎

運賃：上記14グループ集落から目的地までの平均タクシー運賃の1/3の定額運賃を設定

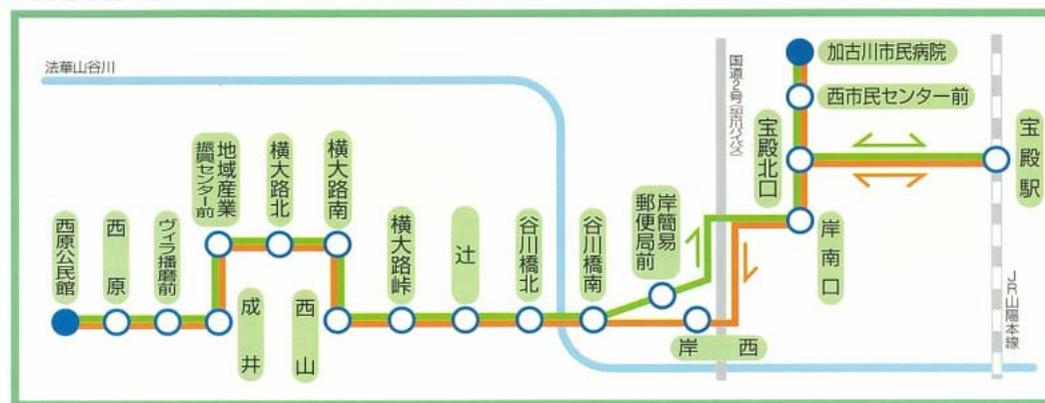


加古川市コミュニティタクシー（愛称：かこタクシー）（兵庫県加古川市）

定時定路線型の乗合タクシー「かこタクシー」は、加古川市内の特に高齢化が著しく人口が集中しておらずコミュニティバスを導入することができない地域における公共交通として導入されたもので、路線バスと同じように時刻表に沿って運行され、高齢者、身体障害者、児童生徒等を含めた市民の通院、通学、買い物等の移動手段として利用されている。一方、市内の人口集中地域においては、コミュニティバス「かこバス」が導入されている。



路線図



運行開始日 : 平成17年6月6日（平成18年5月までは試験運行）

運行経路 : 加古川市民病院～（JR宝殿駅経由）～西原公民館【往復】

運行時間帯等 : 平日 6:30～22:00（朝夕30～40分間隔、昼間60～90分間隔）

土・日・祝日 7:00～19:30（50～90分間隔）

運行事業者 : （社）兵庫県タクシー協会東播タクシー部会加盟事業者のうち5社

運行車両等 : ワゴン型ジャンボタクシー

運賃 : 乗車距離により100円、200円の2段階に設定。

活性化・再生法スキーム地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）

- 主体的に創意工夫して頑張る地域を総合的に支援 -

平成19年10月1日施行

地域公共交通の活性化・再生の必要性

住民の足の確保、ユニバーサル社会の実現

活力ある都市活動、観光振興

環境問題等への対応

スキーム概要

基本方針（国のガイドライン）

主務大臣（国土交通大臣・総務大臣）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する基本方針を策定
国家公安委員会、環境大臣に協議

1. 計画の作成・実施

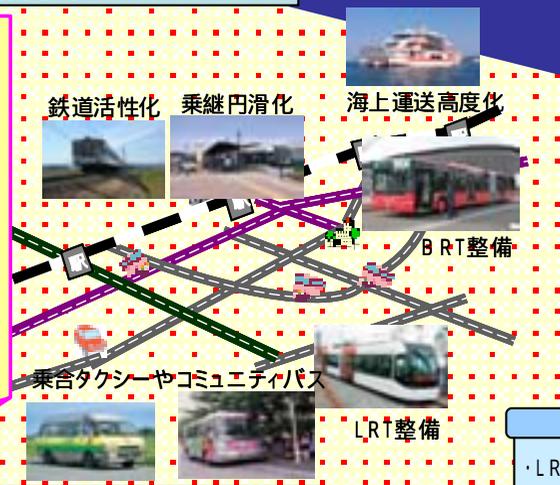
協議会

市町村 公共交通事業者 道路管理者 港湾管理者 公安委員会* 住民* 等
鉄道、軌道、バス、タクシー、旅客船等

- 協議会の参加要請応諾義務（*公安委員会、住民は除く）
- 計画策定時のパブリックコメント実施
- 計画作成等の提案制度
- 協議会参加者の協議結果の尊重義務

地域公共交通総合連携計画

地域の関係者が地域公共交通について総合的に検討し、地域のバス交通の活性化や地方鉄道の活性化など地域住民の移動手段の確保、都市部におけるLRTやBRTの導入や、バスの定時性・速達性の向上、乗継の改善等、地域公共交通のあらゆる課題について、当該地域にとって最適な公共交通のあり方について合意形成を図り、合意に基づき各主体が責任を持って推進。国は、これを総合的に支援。



- #### 予算等
- 計画策定経費支援
 - 関係予算を可能な限り重点配分、配慮
 - 地方債の配慮
 - 情報、ノウハウの提供
 - 人材育成 等

法律上の特例措置

- LRT整備に関する軌道事業の上下分離制度の導入
- LRT車両購入費、BRTの車両購入費、オムニバスタウン計画に基づく施設整備事業等について自治体助成部分の起債対象化
- 鉄道再生実施計画作成のための廃止予定日の延期
- 関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化 等

国による総合的支援

- 〔地域公共交通特定事業〕
LRTの整備、BRTの整備、オムニバスタウンの推進、海上運送サービスの改善、乗継の改善、地方鉄道の再生

2. 新たな形態による輸送サービスの導入円滑化

関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化等

DMV（デュアルモードビークル）

軌道と道路の両方の走行が可能な車両



IMTS（インテリジェントマルチモードトランジット）

磁気誘導による専用道路部分と一般道路の両方を走行する車両



水陸両用車



等

注1 LRT (Light Rail Transit)

低床・バリアフリー設計の新車の投入、屋根付きの快適な停留所、高速・定時性の確保等を組み合わせた機能を備えた次世代型路面電車システム

注2 BRT (Bus Rapid Transit)

輸送力の大きなノンステップバスの投入、バス専用レーン、公共車両優先システム等を組み合わせた高次の機能を備えたバスシステム

道路運送法に基づく運営協議会・地域公共交通会議の役割について

道路運送法

運営協議会

運営協議会は、NPO等による自家用自動車の有償運送サービスが地域に必要なかどうか等を協議

協議メンバー（施行規則51条の8）

地方公共団体【主宰者】
地方運輸支局
地域のバス・タクシー事業者等
地域の住民又は旅客（利用者）
学識経験者
事業者の運転者が組織する団体
有償運送を行おうとするNPO等

協議する内容（施行規則51条の15他）

1. NPO等による有償運送の必要性
2. 旅客から収受する対価
3. 運送する区域及び運送する旅客の範囲 等

協議会において合意

NPO等から運輸支局へ登録申請

【運輸支局の申請事項】

運営協議会で行為された内容の確認の他
運転者の要件(施行規則51条の16)
運行管理の体制(施行規則51条の17)
整備管理の体制(施行規則51条の20)
事故時の連絡体制(施行規則51条の21)
損害賠償措置(施行規則51条の22)等

登録

地域公共交通会議

地域公共交通会議は、地域のニーズに即した乗合運送サービス(コミュニティバス等)のあり方について協議

協議メンバー（施行規則9条の3）

地方公共団体【主宰者】
地方運輸支局
地域の乗合バス事業者等
運送事業者の運転者が組織する団体
地域の住民又は旅客（利用者）
学識経験者
道路管理者
都道府県警察 等

協議する内容

1. 運行の様態
2. 運賃及び料金
3. 事業計画(路線・営業区域・使用車両等)
4. 運行計画 等

会議において合意

入札等により運行主体を選定

【申請の審査の緩和】

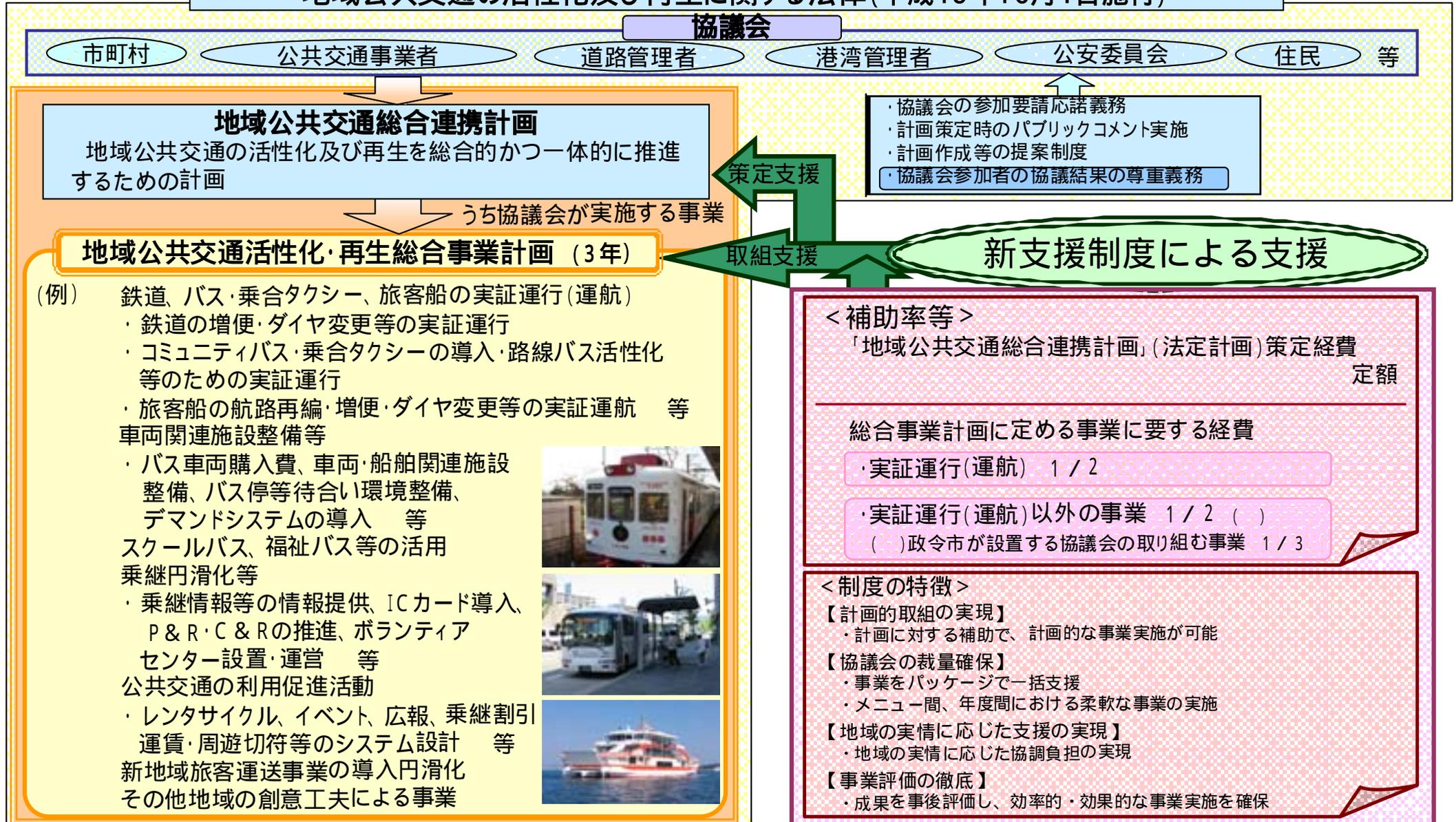
一般乗合旅客自動車運送事業の許可基準等により審査
・地域公共交通会議で合意された運賃については届出
・最低車両数の緩和等

許可等

地域公共交通活性化・再生総合事業

地域公共交通活性化・再生法の目的を達成するため、同法を活用し、地域の多様なニーズに応えるために鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し、パッケージで一括支援する柔軟な制度を新たに設けることにより、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年10月1日施行)



タクシー関係予算・税制

1. 予算関係

(1) 福祉輸送普及促進モデル事業

20年度予算: 75百万円

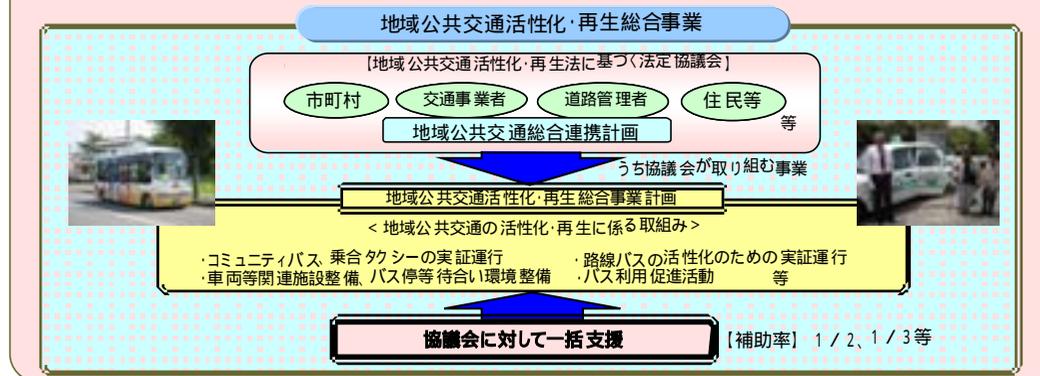
要介護者・障害者等の移動制約者に対する移動手段の確保について、関係者の協力の下、地域において「福祉輸送普及促進モデル地域協議会」を設置し、福祉車両の集中的かつ計画的な導入、共同配車センターの設立等先進的な取組みが行われる場合に、国が必要な支援を行う。

(2) 地域公共交通活性化・再生総合事業の創設(新規)

(地域バス交通活性化事業を統合)

20年度予算額: 3,000百万円の内数

地域の活性化・再生に向けて、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を活用し、地域の多様なニーズに応えるため、市町村や公共交通事業者、住民などにより構成された地域の協議会が行う、コミュニティバス・乗合タクシーの導入や路線バスの活性化等の様々な取組について、「地域公共交通活性化・再生総合事業」を創設し、積極的に支援する。



(3) 地域における福祉タクシー等を活用した福祉輸送のあり方に関する調査(新規)

20年度予算額: 10百万円

福祉有償運送の先進地域を中心として数地区を例にとり、福祉輸送のニーズ把握方策の開発、運営協議会のあり方等の検討を行い、地域の望ましい福祉輸送の整備手法について調査する。

(4) 運転者登録制度の導入等タクシーの安全と質の確保・向上対策

20年度予算額: 35百万円

運転者登録制度の実施地域の拡大により、悪質な運転者を排除し、タクシーの安全と質の確保・向上を図るため、登録ネットワークシステムの運用を行う。

(5) EMSの全面導入等によるエコドライブの推進(経済産業省等との連携)

(NEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)のエネルギー使用合理化事業者支援事業)

20年度予算額:296億円の内数

(タクシー事業者等より27億円程度応募見込み)

エコドライブを計画的かつ継続的に実施するとともに、運行状況の指導を一体的に行うため、EMS(エコドライブ管理システム)の導入に必要なエコドライブ関連機器を購入する自動車運送事業者に対し、その費用の一部を補助する。

(6)タクシー事業のグリーン化の推進(経済産業省等との連携)

(NEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)のエネルギー使用合理化事業者支援事業)

20年度予算額:296億円の内数

(タクシー事業者等より4億円程度応募見込み)

タクシー事業者によるエネルギー使用の合理化への取組を促進するため、デジタル式GPS-AVMシステム又はタクシー乗場情報提供システム(TIS)を導入するタクシー事業者等に対し、その費用の一部を補助する。

(7)自動車燃費の向上に資する装置等の開発促進(経済産業省等との連携)

(NEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)のエネルギー使用合理化技術戦略的開発事業)

20年度予算額:68億円の内数

(関係団体等より2億円程度応募見込み)

走行距離や使用頻度の多いタクシーの燃費向上を図るため、タクシーの低燃費化に資する装置等を開発(LPGエンジンの低燃費燃料噴射システムの開発)する関係団体等に対し、その費用の一部を補助する。

2. 税制関係

(1)自動車税のグリーン化・低燃費かつ低排出ガス車に係る自動車取得税の特例措置の延長(自動車税、自動車取得税)

自動車に起因する地球温暖化対策及び大気汚染対策を推進するため、自動車税及び自動車取得税の特例措置について、その対象を以下のとおり重点化した上で2年延長する。

ガソリン乗用車等であって、以下の基準を満たしたもの

	燃費基準 + 15%達成車	燃費基準 + 25%達成車
車	自動車税 概ね25%軽課 自動車取得税 15万円控除	自動車税 概ね50%軽課 自動車取得税 30万円控除

電気自動車(燃料電池車を含む)、一定の排出ガス性能()を満たすCNG自動車に係る自動車税…概ね50%軽課

乗用車の場合

車両総重量3.5t以下(乗用車):平成17年排出ガス基準から75%以上低減した自動車(重量車 車)

(2) 最新排出ガス適合ディーゼル乗用車に係る自動車取得税の特例措置の創設
(新規)(自動車取得税)

自動車に起因する地球温暖化対策及び大気汚染対策を推進するため、平成21年自動車排出ガス規制に適合したディーゼル乗用車に係る自動車取得税の税率を軽減する特例措置を創設する。

自動車取得税:平成20年4月1日～平成21年9月30日1.0%軽減

平成21年10月1日～平成22年3月31日0.5%軽減

3.財投関係

タクシー施設整備に係る財政投融资制度の延長

【中小企業金融公庫、国民生活金融公庫】

社会環境対応施設整備資金

対象設備:高齢者・身体障害者等がタクシーの利用を容易にするための施設

利 率:特別利率

・ 監査 ・ 行政処分

タクシー事業者に関する悪質性の高い事故・事案

1. 悪質性の高い事故

救護義務違反重傷事故

タクシーを運行中、横断歩道を横断中の歩行者を撥ね、重傷を負わせたにもかかわらず適切な救護措置を行わず現場を立ち去ったことから、警察にひき逃げ容疑で逮捕され、道路交通法第108条の34の通知があった。

タクシーで運行中、市道を歩いていた歩行者をはね、重傷を負わせる事故を惹起しながら、被害者を救護することなくそのまま逃走した。後日、警察にひき逃げ容疑で逮捕され、道路交通法第108条の34の通知があった。

無免許運転重傷事故

運転免許証の更新手続きを怠り、運転免許失効したまま1年以上も乗務を続け、第一当重大事故(重傷1名、軽傷1名)を惹起し、事故調査の際に無免許運転が発覚したもの。なお、当該事業者は点呼及び乗務員に対する指導監督がほとんど行っていなかった。

整備不良(摩耗タイヤ)による3名死亡事故

運転者が、摩耗タイヤの車両を早朝に運転中、雨で濡れた路面でスリップして道路脇の信号機の柱に激突し車が大破して、乗客の未成年の女性2人と運転者の計3名が死亡した。

新聞等報道を端緒に特別監査を実施、関係書類等が警察に押収されていたため、監査可能事項の監査を実施し、後日、書類が警察から返付後再度監査を実施し、整備不良及び他の違反を確認。

2. 悪質性の高い事案

改善告示違反の隠蔽事例

系列のタクシー事業者3社において、運行記録計を不正改造した車両を使用し、運行記録計をON・OFFスイッチにより不実記録の行うとともに点呼記録・乗務記録を改ざんし、労働時間を遵守しているように隠蔽していた。

内部告発を端緒に、3社の車両に添乗しスイッチの有無や位置をあらかじめ把握するとともに、車両が最も多く帰庫する時間帯を確認し、3社への同時監査を実施し違法行為を確認各

新規許可事業者が改善に取り組まない事例

平成16年8月に新規許可を受けた事業者が、監査端緒、労基通報により平成19年3月に監査を受け行政処分となったが、改善行わず、特別監査を2度受け、3度目の行政処分は事業停止処分となった。

労働局からの通報を端緒に巡回監査を実施し違法行為を確認し行政処分を行ったが、違反行為が改善がされず、その後2度の特別監査を行い3度の行政処分を行っている。

無認可賃収受の改善指導に従わず無認可運賃収受を継続した事例

事業者は、独自で開発した時間制運賃メーターをタクシー車両に取り付け、認可運賃より安価な無認可運賃(距離によっては割高な運賃)を収受していた。

同業者からの情報提供により、当該事業者を呼出指導を行ったが改善しないため、2度の実態調査(車両尾して走行距離を調べ、利用者から運賃支払額を聞き取り調査を行った)の結果を基に呼出監査を実施し、無認可運賃を確認。

タクシー事業者に対する監査

【基本方針】(平成18年2月以降)

輸送の安全の確保が最も重要であるという基本的認識の下に行うこととし、新規許可事業者に対する早期の監査等、事故を引き起こす又は法令違反を犯す前の予防的な監査に努めるものとする。

なお、法令違反事業者等に対する行政処分等を視野に入れた監査は引き続き実施する。

監査実施のフロー

【 監査の端緒】

監査の対象となる情報の収集

【 監査計画、立入体制の決定】

監査対象事業者の選定
監査要員の決定

【 監査の実施】

監査計画に基づき、監査を実施

営業所に出向いて監査を行う
場合には、原則無通告で実施

(平成18年2月以降実施)

【 監査結果のとりまとめ】

運輸支局において法令違反
事項をとりまとめ

【 行政処分の決定】

行政手続法による手続きを経て
行政処分を決定

自動車運送事業の監査の種類及び対象

1. 監査の種類

(1) 事業者の営業所に向いて実施する監査（臨店監査）

- 特別監査 社会的影響の大きい事故を引き起こした事業者等に対し、全般的な法令違反状況を確認する監査
- 巡回監査 事故、苦情又は都道府県公安委員会等からの通報等により、法令違反の多いと疑いがある事業者等に対し、原則として重点事項を定めて行う監査

(2) 事業者を運輸支局に呼び出して実施する監査

- 呼出監査 都道府県公安委員会等からの通報等により、違法性があり、監査を必要とする場合に事業者を呼出し、原則として重点事項を定めて行う監査
- 呼出指導 法令違反のみられない事業者について呼出方式で行う法令遵守に関する指導

2. 監査の対象

制裁的監査（法令違反事業者等に対する行政処分を視野に入れた監査）（例）	予防的監査（事故を引き起こす又は法令違反を犯す前の予防的な監査）（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業用自動車の運転者が明らかに第一当事者と推定される死亡事故及び悪質違反（ ）を伴う事故等で社会的に影響の大きな事故を引き起こした事業者（特別監査） <ul style="list-style-type: none"> 悪質違反：酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ） ・ 事業用自動車の運転者が悪質違反を犯した事業者（特別監査） ・ 事故・苦情や労働基準当局、都道府県公安委員会等からの通知を受けた事業者（巡回監査等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 概ね6月以内に運輸開始した新規許可事業者若しくは営業区域拡大の認可を受け、又は増車の届出を行った事業者（巡回監査） ・ 営業所に向いて実施する監査を長期間実施していない事業者（巡回監査） ・ 監査等の結果により行政処分を受け、事業の改善の状況の報告を課した事業者（呼出監査） ・ 監査等の実施結果により、行政処分等を受け、事業の改善についての呼出出頭及び改善の状況報告を課した事業者であって、出頭を拒否した者、報告内容が履行されず事業の改善が見られない者（特別監査）

監査における主な確認事項

1. 事業計画の遵守状況

営業区域、営業所、事業用自動車車庫、事業用自動車の数

2. 運行管理の実施状況

- ・ 運行管理体制の整備（運行管理者の選任・指導監督、運行管理規程に係る規制の遵守）
- ・ 過労運転等の防止（休憩仮眠施設の整備・管理、勤務時間・乗務時間等に係る基準の遵守、運転者の健康状態の把握、疾病・疲労・飲酒等のある運転者の乗務禁止、乗務距離の最高限度の遵守、ノルマの禁止）
- ・ 点呼の実施、点呼の記録・記録の保存、乗務の記録・記録の保存、運行記録計による記録・記録の保存
- ・ 運転者の選任に係る規制の遵守（特に日雇い等）
- ・ 運転者の指導監督（事故惹起者・初任者・高齢者の特別指導・適性診断の受診及び新任者の10日間の指導）
- ・ 事故の記録・保存、自動車事故報告規則に基づく事故の報告、事故防止対策の実施
- ・ 運行管理者に対する研修の受講（死亡・重傷事故又は違反を惹起した営業所の責任ある運行管理者に対する特別講習を含む。）

3. 車両管理の実施状況

- ・ 車両管理体制の整備（整備管理者の選任等）
- ・ 定期点検の記録・記録の保存等
- ・ 整備管理者に対する研修の受講 等

4. 前回実施された監査等において特に改善を指示した事項の改善状況

監査担当組織及び職員数の推移

監査担当組織

平成14年7月、地方運輸局及び運輸支局において、事後チェックに対応した監査組織を整備

平成18年7月、スタッフ制に移行し(地方運輸局に自動車監査官を、運輸支局に運輸企画専門官(監査担当)を配置)、監査を弾力的に行える体制を整備するとともに、監査担当職員を大幅に増員

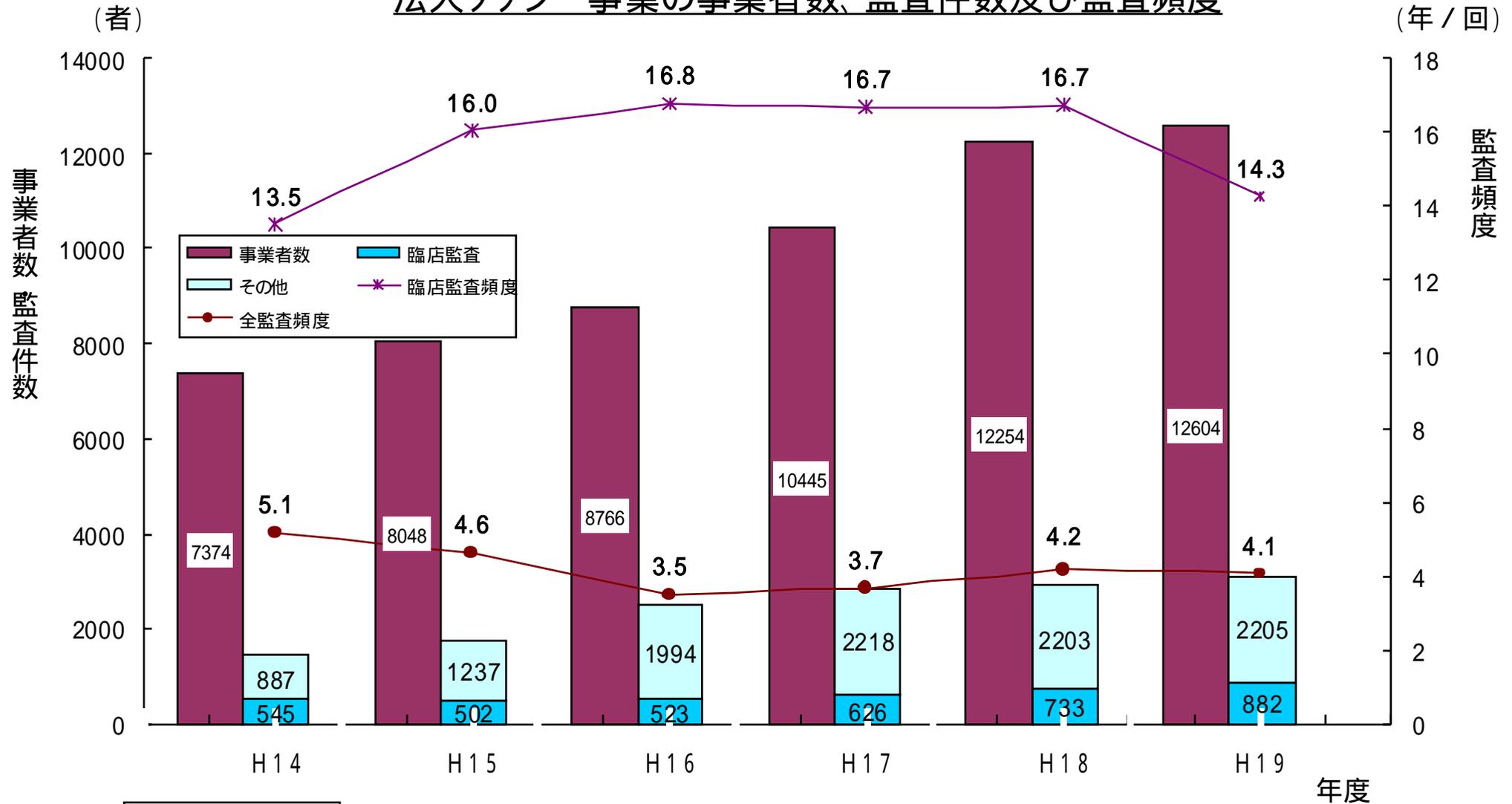
平成21年度監査担当職員45名増員要求

監査担当職員数の推移

監査担当職員数の推移 (人)			
	地方運輸局	運輸支局	合計
平成14年7月	45	63	108
平成15年度末	45	63	108
平成16年度末	45	65	110
平成17年度末	45	76	121
平成18年度末	60	106	166
平成19年度末	67	133	200
平成20年度末	67	163	230

監査の実績

法人タクシー事業の事業者数、監査件数及び監査頻度



監査頻度

法人タクシー：4.1年に1回(臨店監査頻度14.3年に1回)

監査における他省庁との連携

< 警察庁との連携 >

道路交通法第108条の34に基づく通知

車両等の運転者が道路交通法、その下位法令、同法に基づく行政処分に違反した場合において、当該違反が車両等の使用者の業務に関してなされたものであると認めるときは、都道府県公安委員会が自動車運送事業を監督する行政庁(運輸支局)に対し、当該違反の内容を通知

道路交通法第108条の34に基づく公安委員会からの通知件数(タクシー) (件)

	死亡事故	悪質違反	最高速度違反	その他	計
平成15年度	24	45	334	1,490	1,893
平成16年度	22	27	548	1,458	2,055
平成17年度	28	34	548	2,148	2,758
平成18年度	29	44	534	2,970	3,577
平成19年度	20	58	694	4,419	5,191

注1.「悪質違反」とは、酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検(無保険)運行及び救護義務違反(ひき逃げ)のあった事案

2.「その他」の件数が増加しているのは、主に駐停車違反行為のあった事案の増加による。

< 厚生労働省との連携 >

地方運輸局と労働基準監督機関との合同監査・監督

地方運輸局と労働基準監督機関が連携し、事業の適正な運営を確保し、過労運転防止等の輸送の安全を図るためのより効果的な指導を行う観点から、合同監査を実施

(タクシー事業者については平成18年4月から、自動車運送事業全体について平成20年4月から実施)

タクシー事業の合同監査・監督の実施状況(平成18年度) (件)

実施 件数	行政処分等件数					行政処分等に係る項目別違反件数					
	許可 取消	事業 停止	車両使用停止		勧告・ 警告等	合計	事業計画 変更違反	過労防 止違反	点呼実施 等違反	その他 違反	合計
			件数	(延日車数)							
115	0	0	26	(1540)	54	80	3	65	36	134	238

自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度

事業における事故の防止及び輸送サービスの一層の向上を図るためには、事業の適正な運営を図るとともに、それを支える労働者の適切な労働環境の確保を図っていく必要があることから、地方運輸局と労働基準監督機関との間で相互通報を実施

< 通報すべき事案 > 労働基準法及び改善基準告示等に関し重大な違反の疑いがあると認められるもの
都道府県労働局への通報件数(タクシー)

	通報件数		通報件数
平成14年	49件	平成17年	41件
平成15年	96件	平成18年	78件
平成16年	55件	平成19年	84件

社会保険等の未加入状況等の通報制度

旅客自動車運送事業者の社会保険及び労働保険への未加入状況について、地方運輸局と地方社会保険事務局又は都道府県労働局への通報を実施 (平成18年4月から実施)

旅客自動車運送事業者の社会保険等の未加入通報件数

	社会保険	労働保険	合計
平成18年度	89件	35件	124件
平成19年度	188(21)件	61(4)件	249(25)件

注:()内はタクシー事業の件数

供給拡大に対する試行的措置（特定特別監視地域）

特定特別監視地域（行政通達に基づく措置）

指定要件(平成19年11月20日自動車交通局長通達(国自旅第208号)で規定)： 次のいずれかに該当する地域

指定要件 特別監視地域 のうち、供給拡大により運転者の労働条件の悪化を招く懸念が特に大きな地域(概ね人口30万人以上の都市を含む営業区域)を指定。

指定要件 特別監視地域 のうち、供給拡大により運転者の労働条件の悪化を招く懸念が比較的大きな地域(概ね人口10万人以上の都市を含む営業区域)を指定。

指定要件 特別監視地域 ~ のうち、上記指定要件 又は に準ずるものとして、地方運輸局長が指定。

指定期間： 原則3年間

指定状況： 平成20年度109地域

指定に伴う措置：

1. タクシー事業の構造改善のための計画的措置

国土交通省は、当該地域の事業者団体に対し、当該地域における利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起、運転者の労働条件の改善、違法・不適切な経営の排除など、タクシー事業の構造改善のための計画の策定を求める。

当該事業者団体は、計画の策定及び実施に当たっては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会等の場を活用して、当該地域の利用者や地方公共団体等の意見を聴取し、これらの意見を十分に反映させる。

2. 供給過剰対策

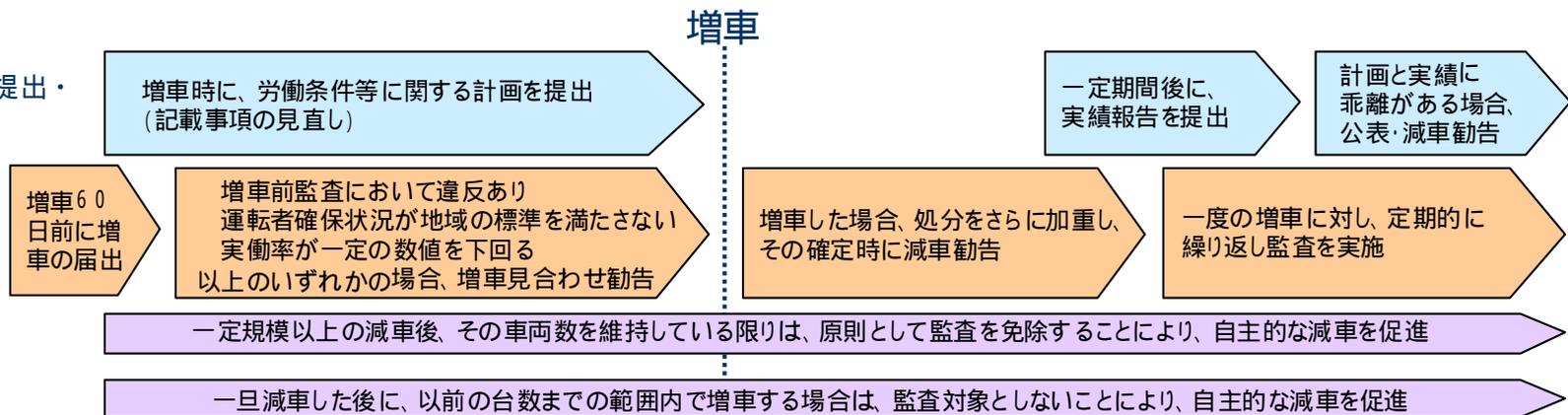
(1) 既存事業者の増車

労働条件等に関する計画の提出・減車勧告制度

増車前監査・増車見合わせ勧告・減車勧告制度

一定規模以上の減車に対する監査の特例

基準車両数内の復活増車に対する監査の特例

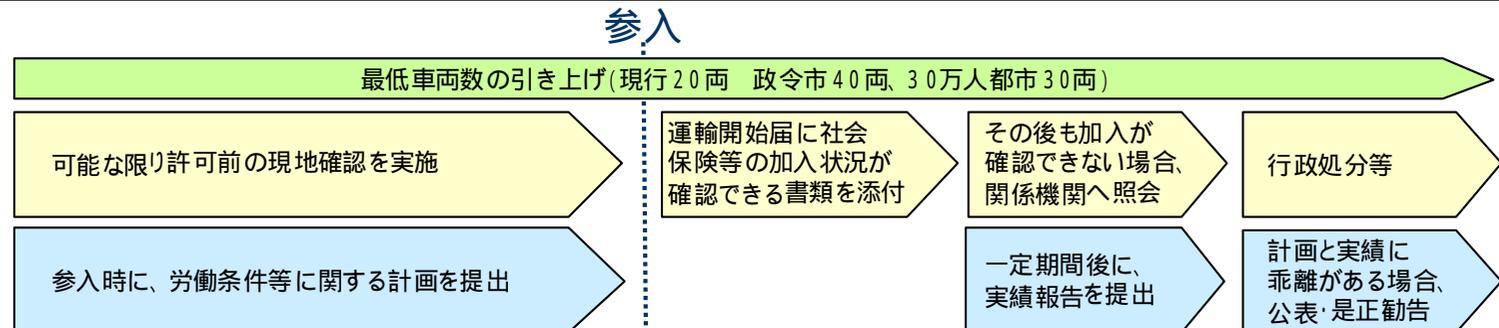


(2) 新規参入

最低車両数の引き上げ

事業許可前の現地確認・社会保険等未加入事業者に対する処分制度

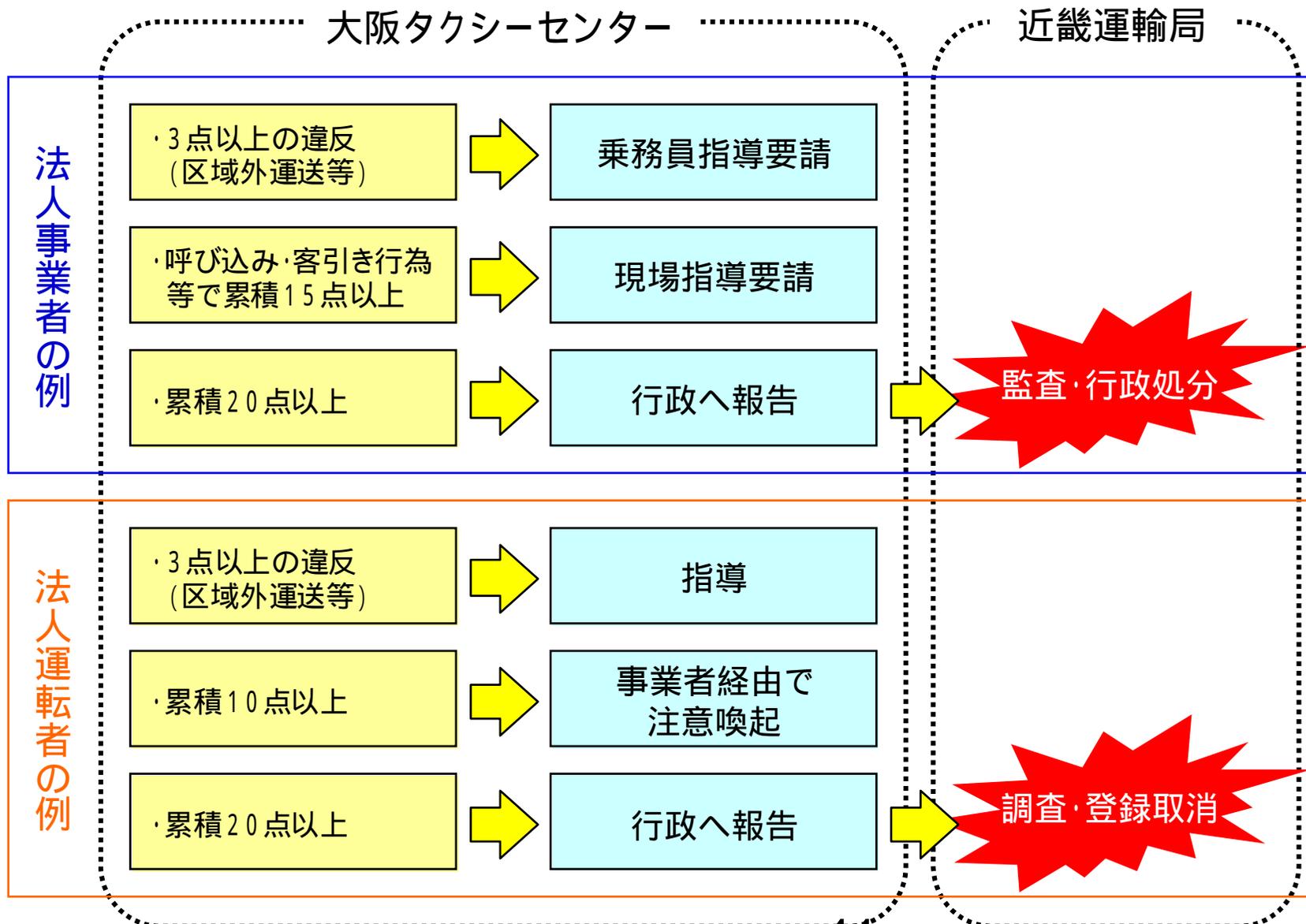
労働条件等に関する計画の提出・是正勧告制度



なお、従来どおり、重点的な監査や行政処分の厳格化措置を講ずる。

違法行為に対する措置要綱（大阪タクシーセンター）

大阪タクシーセンターにおいて、道路運送法等関係法令に違反する行為の防止及び是正を図るための指導業務を効果的に推進するため、街頭指導及び苦情処理において現認又は確認した違法行為に点数制度を導入するなどの取扱いについて、「タクシー乗務員等の違法行為に対する措置要綱」として近畿運輸局が平成18年8月に制定し、同年10月から適用開始。



街頭指導の状況



電照式サインカーによる夜間街頭指導の状況

タクシー事業者に対する行政処分の概要

道路運送法、旅客自動車運送事業運輸規則等の違反が確認されれば、行政処分等の基準に基づき、処分日車数（違反点数）を決定し、違反点数に応じて、車両の使用停止、営業所の事業停止、事業許可取消等の行政処分を実施

1. 処分日車数の決定

行政処分等の基準により、法令の条項ごとの処分量（日車）を定め、違反事項に応じた処分量を足し上げ、処分日車数を決定し、違反点数として管理（処分日車数10日車までごとに1点と管理（違反点数の累積期間は3年））

《参考》主な行政処分量（日車）

飲酒運転	初回違反： 80日車	再違反： 240日車
改善基準告示の未遵守	初回違反：最大40日車	再違反：最大120日車
乗務員証の携行義務違反	初回違反：最大20日車	再違反：最大60日車

2. 行政処分

(1) 車両の使用停止 営業所の車両の停止車両数は、運輸局ごとに規定

《参考》関東運輸局の例

停止車両数	処分日車数を15で除して得た数（端数は切り上げ）
処分期間	処分日車数 ÷ 停止車両数

(2) 事業停止

次のいずれかに該当する場合には、最大6ヶ月の期間営業所における事業を停止
処分日以前3年間の累積点数と合わせて50点を超える場合

（以下の場合においては、違反点数と関係なく事業停止の行政処分を実施）（平成18年8月以降実施）
事業者ぐるみで過労運転や酒酔い運転等の悪質違反を命じ又は容認していた場合（7日間の事業停止）
事業用自動車の運転者が過労運転や酒酔い運転を伴う事故を引き起こした場合であって、当該違反行為を防止するための事業者の措置が不十分であった場合（3日間の事業停止）

(3) 事業許可取消

処分日以前3年間の累積点数と合わせて80点を超える場合

タクシー事業における運行管理者資格者証の返納命令

運行の安全確保に関する違反があった場合において、下記の行為に該当するときには、事業者に対する行政処分と合わせて、運行管理者の資格者証の返納命令を実施

1. 事業者に対する行政処分の処分量と無関係で返納を命ぜられる場合

(平成19年7月から命令発動基準を強化し、この類型を追加)

資格者が事業用自動車により酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転又はひき逃げを行った場合

運行管理者に選任されている資格者が、運転者に対する点呼を全くしていない状態が認められた場合

資格者が運行の安全確保に関する違反の事実若しくはこれを証するものを隠滅し又は改ざんを行う等これを疑うに足りる相当の理由が認められる場合

等

2. 行政処分等の基準による運行管理者の運行の安全確保に関する違反事項に対する処分日車数の総和が80日車以上であったときに返納を命ぜられる場合

多数の死傷者を生じる事故等を惹起した場合その他社会的影響度の大きい事故の場合

運転者に対する適切な指導及び監督を怠り又は十分な点呼を実施していなかった為、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転又はひき逃げが行われていた場合

運行管理者に選任されている資格者が、運転者に対する点呼を実施している機会が少なく、補助者に任せられている状態が認められる場合

等

行政処分の実績

タクシー事業者に対する行政処分実績

年度	監査 事業者数	行政処分等件数							
		許可 取消	事業 停止	車両使用停止			小計	勧告・ 警告等	合計
				件数	延日車数	1件当たり日 車数(/)			
H14	1,525	12	0	254	11,956	47.1	266	771	1,037
H15	1,874	3	0	427	20,475	48.0	430	947	1,377
H16	2,797	0	0	345	15,141	43.9	345	1,329	1,674
H17	2,958	1	0	435	18,040	41.5	436	533	969
H18	3,321	2	2	383	22,560	58.9	387	629	1,016
H19	3,459	1	1	470	29,340	62.4	472	541	1,013

注:個人タクシーを含む。

累積点数20点超の事業者数(タクシー)

累積点数	事業者数	累積点数	事業者数
21～30	39	51～60	0
31～40	14	61～70	0
41～50	3	71～80	1

(平成20年3月末現在)

タクシー事業者に対する近年の行政処分事例

	許可取消	事業停止
平成18年度	個人タクシーにおける運転免許取消処分に伴う許可取消処分	無免許運転を端緒に監査を実施。事業停止の違反点数を超えたため事業停止。
	個人タクシーにおける運転免許取消処分に伴う許可取消処分	酒気帯び事故により監査を実施。事業停止の違反点数を超えたため事業停止。
平成19年度	右の事業停止処分を行った事業者に対し、改善が見受けられないとの理由から特別監査を実施。累積違反点数が91点となったため許可取消処分。	規制緩和後の平成17年2月に新規参入した法人タクシー事業者に新規事業者に対する監査を実施し、改善報告を課したが改善がみられないため、これを端緒に特別監査を実施。事業停止の違反点数を超えたため事業停止。

運行管理者資格者証返納命令実績

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1	0	3	6	6	7

運行管理者資格者証返納命令の強化に伴う発令事案

返納命令発令年月	返納命令を発令した理由	返納命令発令年月	返納命令を発令した理由
平成19年10月	拘束時間等の超過を隠蔽するために、乗務記録及び点呼記録の改ざんを行っていた。	平成20年 2月	拘束時間等の超過を隠蔽するために、乗務記録及び点呼記録の改ざんを行っていた。
平成19年12月	同上	平成20年 3月	拘束時間等の超過を隠蔽するために、点呼記録の改ざんを行っていた。
平成20年 2月	同上	平成20年 3月	同上

行政処分状況の公表

タクシー事業者など一般旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法等に基づく許可の取消し等を受けた事業者名及び処分内容等を公表することにより、利用者等による事業者の選択を可能として利用者の保護に資するとともに、事業の健全な発達及び輸送の安全確保に資することを目的に、平成14年2月より公表。

公表基準の概要

1. 公表主体

地方運輸局及び本省自動車交通局により実施。

2. 公表範囲

タクシー事業者の場合、車両停止以上の処分を受けた事業者。

3. 公表内容

- (1) 処分年月日
- (2) 事業者名
- (3) 事業者及び処分に係る営業所の所在地
- (4) 処分の内容
- (5) 主な違反条項
- (6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要
- (7) 処分により付された違反点数及び事業者の累積点数

4. 公表時期及び方法

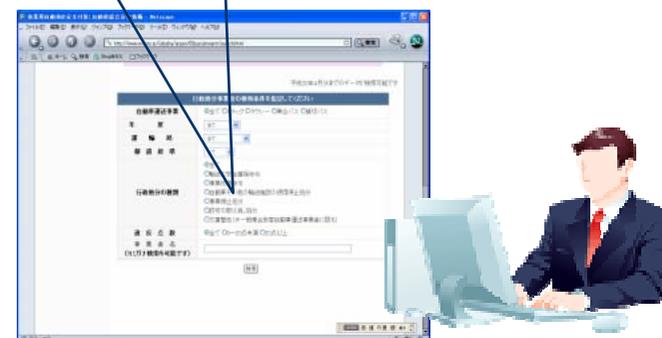
地方運輸局では行政処分の都度、報道機関等へ資料提供。本省自動車交通局では毎月、その前月の行政処分の情報について、ホームページで公表。

平成20年4月分までのデータが検索可能です

行政処分事業者の検索条件を指定してください	
自動車運送事業	<input checked="" type="radio"/> 全て <input type="radio"/> トラック <input type="radio"/> タクシー <input type="radio"/> 乗合バス <input type="radio"/> 貸切バス
年 度	全て
運 輸 局	全て
都 道 府 県	全て
行政処分の種類	<input checked="" type="radio"/> 全て <input type="radio"/> 輸送の安全確保命令 <input type="radio"/> 事業改善命令 <input type="radio"/> 自動車その他の輸送施設の使用停止処分 <input type="radio"/> 事業停止処分 <input type="radio"/> 許可の取り消し処分 <input type="radio"/> 文書警告(※一般乗合旅客自動車運送事業者に限る)
違反点数	<input checked="" type="radio"/> 全て <input type="radio"/> 0～20点未満 <input type="radio"/> 20点以上
事業者名 (ヨミガナ検索も可能です)	<input type="text"/>

検索

ホームページ上で事業者の検索が可能



事業者属性別の違反状況等

調査対象：全国主要10地域における平成18年度実績

(札幌交通圏、仙台市、特別区・武三交通圏、新潟交通圏、名古屋交通圏、大阪市域交通圏、広島交通圏、高松交通圏、福岡交通圏、沖縄本島)

	全事業者	新規事業者 ¹	低運賃事業者 ²	小規模事業者 ³	急激な増車を 実施した事業者 ⁴
調査対象事業者数	1,152	237	130	205	91
18年度末車両数	78,579	11,587	6,310	2,734	6,177
延べ監査件数	595	170	75	54	71
監査10件当たり					
行政処分件数	3.71	4.00	4.40	2.96	4.08
警告・勧告等件数	3.88	3.59	3.20	5.56	4.08
過労・最賃関係通報件数 ⁵	0.89	1.41	0.67	0.93	1.97
社会保険等関係通報件数 ⁵	0.18	0.00	0.00	1.11	0.00
車両100両当たり					
事故件数	52.08	47.53	15.32	19.13	66.72
重大事故件数	0.18	0.16	0.16	0.15	0.21
苦情件数	2.2	3.0	3.2	4.2	2.5
タクセンランク制度 優良事業者比率 ⁶	60.1%	39.4%	33.3%	31.6%	41.4%
タクセンランク制度 Cランク事業者比率	10.2%	17.2%	44.4%	13.2%	24.1%
平均車齢(大阪の例) ⁷	5年6か月	6年2か月	6年1か月	7年10か月	4年11か月

1 「新規事業者」とは、平成14年2月の規制緩和以降に参入した事業者。

2 「低運賃事業者」とは、平成20年3月末において、上限運賃以外の運賃を適用している事業者。

3 「小規模事業者」とは、平成20年3月末において、原則一般タクシーの車両数20両以下の事業者。

4 「急激な増車を実施した事業者」とは、原則平成18年度末車両数が平成13年度末車両数と比べて2倍以上となった事業者。

5 「通報件数」とは、運輸局から関係行政機関に通報を行った件数。

6 「優良事業者」とは、東京タクシーセンターの平成18年度法人事業者ランク評価において、AAランク及びAランクの事業者。

7 「平均車齢」とは、平成18年度末現在の一般タクシー全車両の新車新規登録から経過した年数の平均。

ハイヤー・タクシー業の事業場に係る監督指導状況(平成18年)

1 労働基準関係法令の違反状況

監督実施 事業場数	労働基準 関係法令 の違反事 業場数	主要違反事項			
		労働時間	休日	割増賃金	最低賃金
1,395 (100.0)	1,124 (80.6)	738 (52.9)	118 (8.5)	379 (27.2)	247 (17.7)

- (注) 1 「労働基準関係法令の違反事業場数」欄は、何らかの労働基準関係法令の違反が認められた事業場数である。
 2 「主要違反事項」欄は、当該事項について違反が認められた事業場数である。
 3 ()内は、監督実施事業場数に対する割合(%)である。

2 改善基準告示の違反状況

監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	改善基準告示違反事項			
		総拘束時間	最大拘束時間	休息期間	休日労働
932 (100.0)	493 (52.9)	344 (36.9)	369 (39.6)	157 (16.8)	69 (7.4)

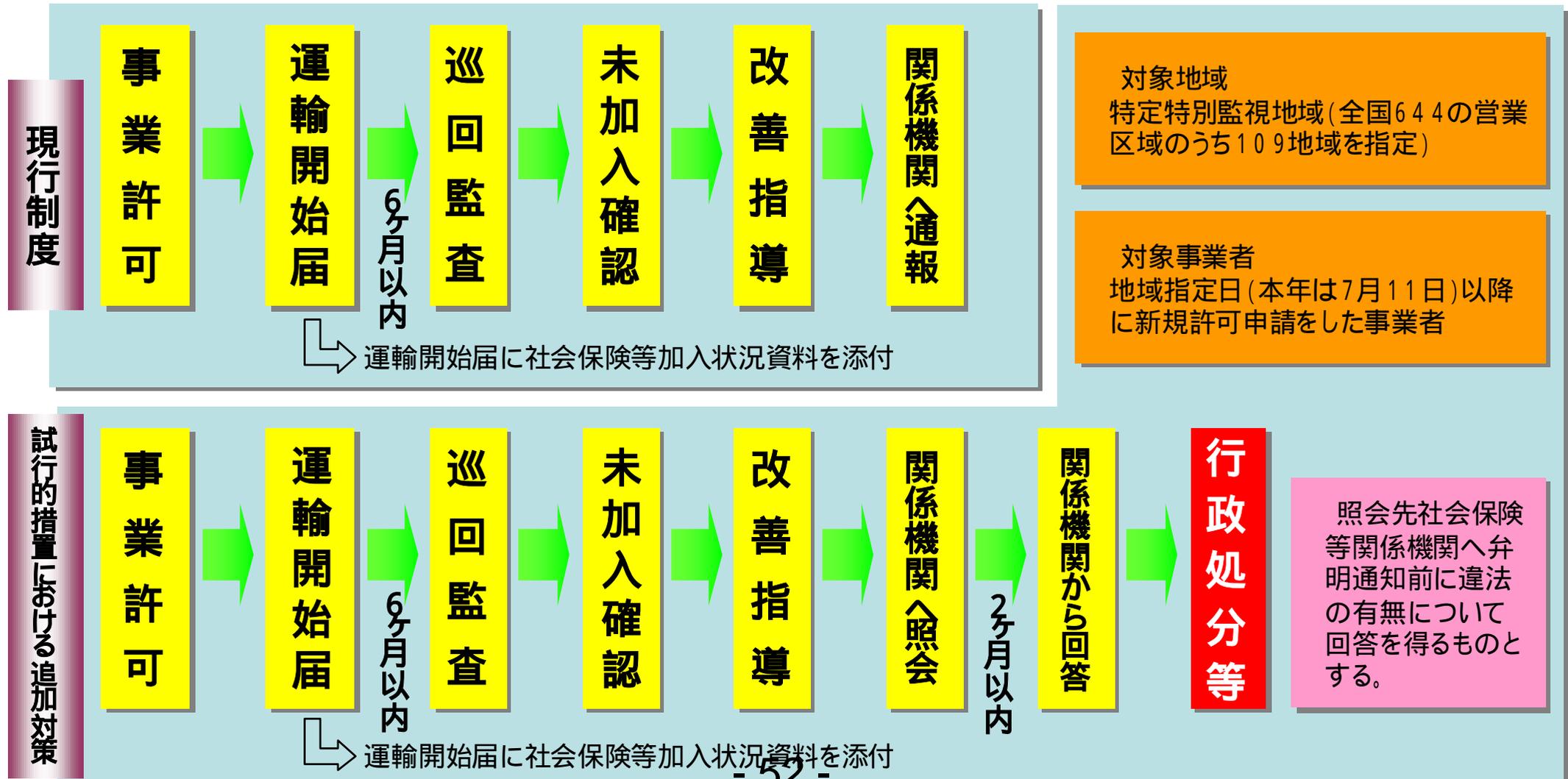
- (注) 1 「改善基準告示違反事業場数」欄は、何らかの改善基準告示違反が認められた事業場数である。
 2 「改善基準告示違反事項」欄は、当該事項について改善基準告示違反が認められた事業場数である。
 3 ()内は、監督実施事業場数に対する割合(%)である。

タクシー事業者に係る社会保険等未加入事業者処分スキーム

制度の趣旨

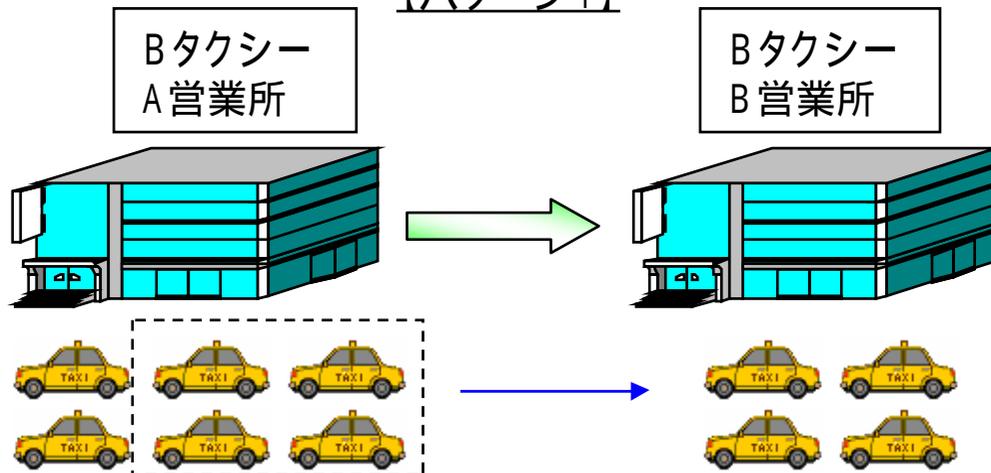
タクシー事業においては、道路運送法第8条の規定に基づき、著しい供給過剰のため輸送の安全や旅客の利便を確保することが困難となるおそれがあると認められる地域について、国土交通大臣が「緊急調整地域」に指定し、新規参入や増車を禁止する措置を講ずることができることとされている。

また、緊急調整地域の指定に至る事態を未然に防止するための運用上の措置として、供給過剰の兆候のある地域を「特別監視地域」に指定し、重点的な監査や行政処分の厳格化等の措置を講じているほか、昨年11月20日より、試行的措置として、特別監視地域のうち、供給拡大により運転者の労働条件の悪化等を招く懸念がある地域を、「特定特別監視地域」に指定し、運転者の労働条件の悪化や不適切な事業運営の下で行われる供給の拡大について、事業者の慎重な判断を促すための試行的措置を講じており、本年7月11日、社会保険等未加入事業者に対する処分制度を加えるなどの見直しを行ったところである。



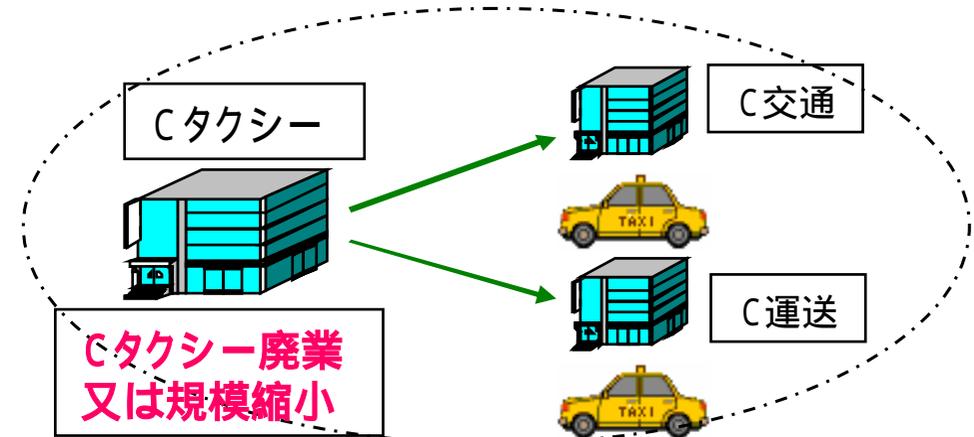
処分逃れのパターン

【パターン1】



営業所ごとの行政処分であることから、行政処分前に他の営業所へ車両を移動させ停止車両数を少なくする（停止車両数は営業所の配置車両数に基づき決定されるため）ことで、行政処分の効果を軽減する。

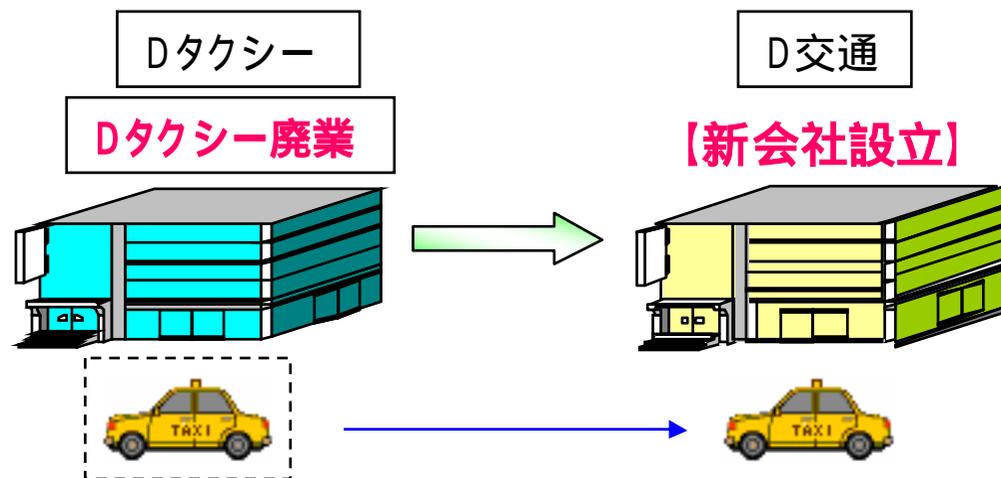
【パターン2】



【関連会社】

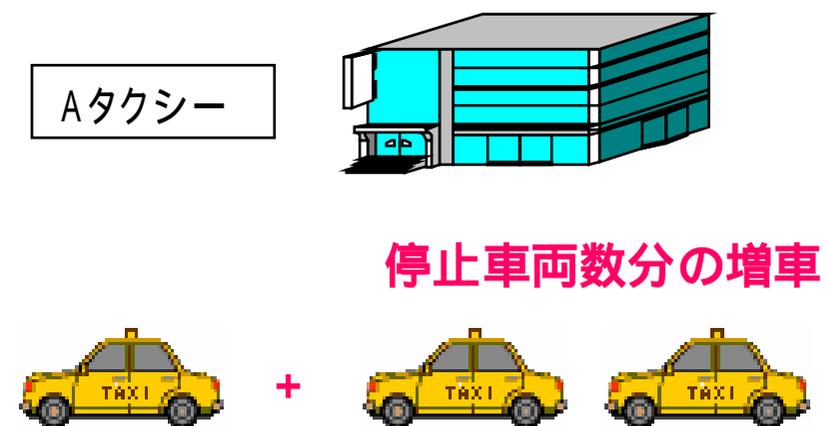
行政処分前に関連会社に事業を譲渡、事業を廃止し、又は車両規模を縮小して関連会社へ車両を移動させ、行政処分を逃れたり、効果を軽減する。

【パターン3】



監査の実施結果により許可の取消し等の処分を予測した事業者が、別法人を設立。監査を受けた法人は、行政処分前に事業を廃止し、設立した法人に車両を移動させ、行政処分を逃れる。

【パターン4】



行政処分前に増車することで、行政処分を受けたとしても稼働車両数は変わらないようにし、行政処分の効果をなくす。

処分逃れの事例

運輸局	業態	監査端緒	事故発生日	事故発生 日における 車両数	監査 実施日	監査実施 日車両数	監査実 施日累 積点数	処分日	処分日 車両数	処分量 定	事業廃止 年月日	車両を移 動した年 月日	車両の移動先	処分逃れ パターン	備考	
1	近畿	貨物	事故	H16.12.6	129両	H17.12.2	129両	7点	H18.3.31	10両	695日車 (事業停止14日・車両停止3両×138日・1両×141日)	-	H18.3.3	系列事業者 (119両移動)	2	10両(元129両)に対し695日車の停止
2	近畿	乗用	増車	-	-	H18.3.23	32両	7点	-	-	135日車	H18.6.7	H18.6.7	系列事業者 (32両移動)	2	事業廃止のため処分できず
3	関東	貨物	ひき逃げ	H17.5.2	59両	H18.6.26	55両	30点	H18.10.10	18両	430日車 (事業停止:監査実施営業所7日・他2営業所3日・車両停止2両×63日・1両×73日)	-	H18.9.29	系列事業者 (37両移動)	2	18両(元55両)に対し430日車の停止
4	北海道	貨物	事故	H16.1.13	42両	H16.5.18	48両	0点	H16.7.16	41両	738日車 (事業の全部停止18日・車両停止41両×18日)	H16.7.22	H16.7.22 ~ H16.7.27	複数の許可事業者及び系列事業者 (36両移動)	2	処分決定後に事業廃止のため処分の効果なし
5	近畿	貨物	過積載	-	-	H16.8.13	35両	46点	H16.10.6	6両	330日車 (事業停止7日・車両停止2両×144日・輸送の安全確保命令)	-	H16.9.14	系列事業者 (29両移動)	2	6両(元35両)に対し330日車の停止
6	北海道	貨物	苦情	-	-	H17.2.22	10両	47点	-	-	30日車	H17.6.14	H17.6.14	新規許可事業者 (10両移動)	3	事業廃止のため処分できず
7	中国	貨物	死亡事故	H18.10.12	46両	H19.4.27	17両	0点	H19.10.1	17両	335日車 (事業停止3日・車両停止4両×47日+2両×48日)	-	H19.1.29 / H19.4.13	同一事業者別営業所 (29両移動)	1	17両(元46両)に対し335日車の停止
8	中国	貨物	過積載下命	H18.9.1	12両	H19.5.9	5両	0点	H19.6.27	5両	230日車 (事業停止7日・車両停止2両×115日)	-	H19.5.7	同一事業者別営業所 (7両移動)	1	5両(元12両)に対し230日車の停止

・事業の適正化に向けた取組み

タクシー業務適正化事業の概要

流し営業中心の地域におけるタクシー事業に係る輸送の安全及び利用者の利便を確保する観点から、タクシー事業の業務の適正化を図るため、東京タクシーセンター及び大阪タクシーセンターにおいて、事業者からの負担金により苦情処理・街頭指導等を行う「タクシー業務適正化事業」を実施。

業務概要(東京タクシーセンターの例)

街頭指導業務

乗車拒否などの利用者利便阻害行為防止のため、専従の指導員・指導車を配備し、24時間体制で指導を実施。



交通安全業務

タクシー乗り場周辺における利用者の安全確保及び事故防止と秩序維持を図るため、所轄警察署、一般ドライバー、地域住民等の要請に応じ、東京駅周辺や銀座地区等において不法駐車タクシーの排除等を実施。



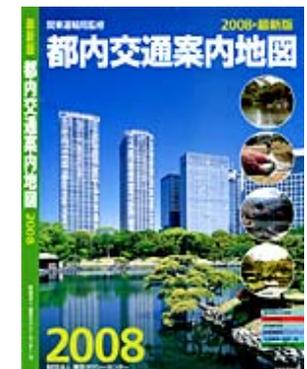
乗り場施設の運營業務

利用者利便確保のため、上屋付き乗り場をはじめ、乗り場施設の整備・改良を実施。また、主要ターミナル駅乗り場には指導員を配置し、利用者の安全確保、円滑な乗り場運営を実施。



研修業務

タクシー営業の適正化を図る研修を行うため、新規採用されたタクシー運転者等に対する研修を実施。また、運転者の研修教材及び事業用自動車備付けのための地図として、都内交通案内地図を発行。



タクシーセンターの研修業務

研修業務概要(東京タクシーセンターの例)

タクシー営業に必要な基礎知識を確認し習得することを目的として、「法令」、「安全」、「接遇」、「地理」に関する知識についての講習や研修を実施。さらにシミュレーターによる運転技能診断やバリアフリー研修を取り入れて研修の充実を図っている。

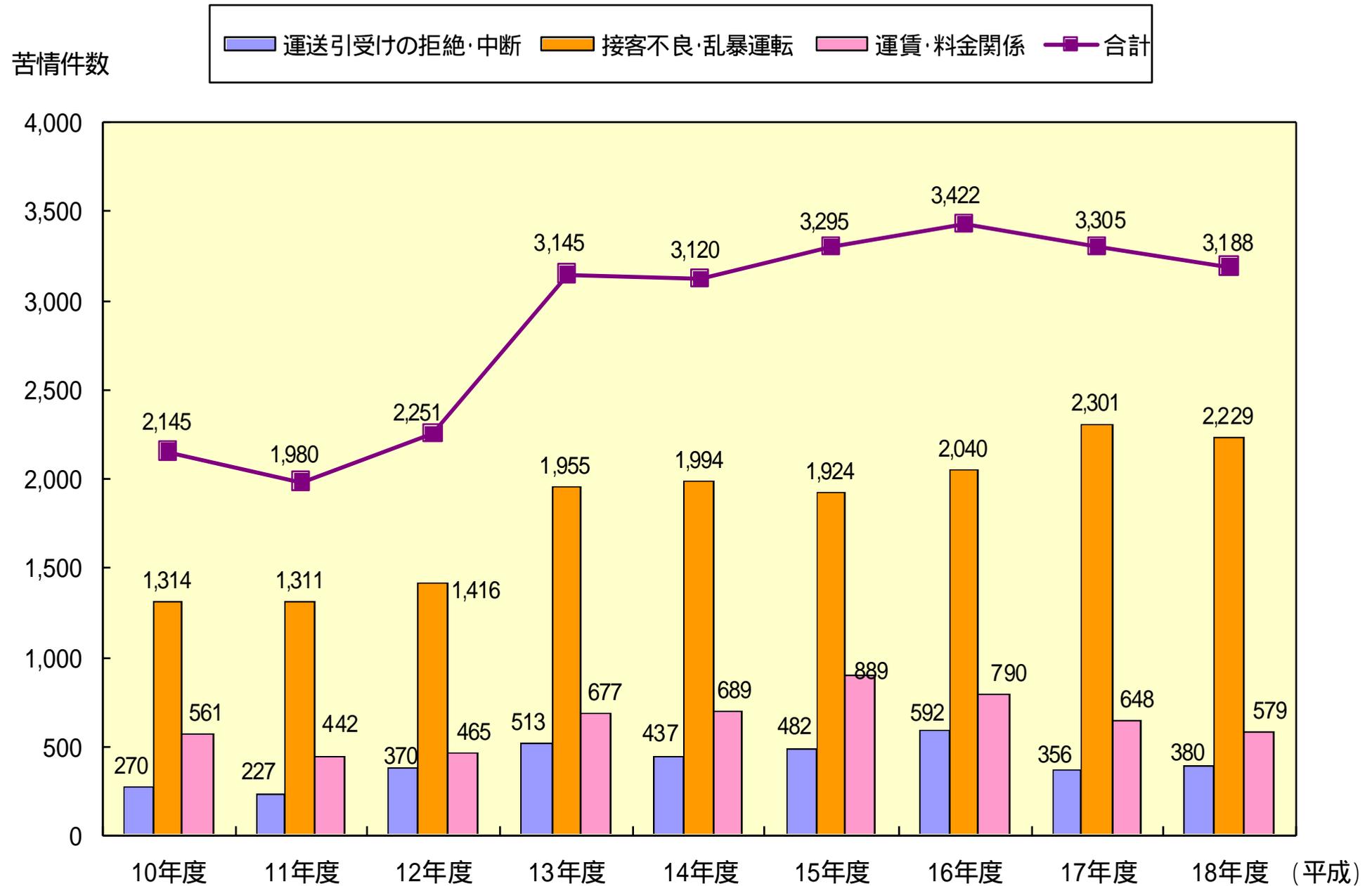
平成20年6月の改正タクシー業務適正化特別措置法の施行に伴い、関東運輸局長の認定講習実施機関として認定を受けて新任講習、命令講習を実施。



研修・講習の種類

新任講習 (3日間)	新たに登録しようとする新任運転者を対象とする。	
命令講習	タクシー業務適正化特別措置法第18条の2により、関東運輸局から講習命令のあった登録運転者を対象とする。	
自主研修	2日	タクシー事業者が受講を必要と認めた登録運転者及び個人タクシー事業者を対象とする。
	1日	
命令研修	道路運送法第27条第2項により、関東運輸局長から研修命令のあった個人タクシー事業者を対象とする。	
適正化研修	違法行為審査会決定により研修を要すると認められた登録運転者及び個人タクシー事業者を対象とする。	

東京特別区・武三地区の苦情件数の推移

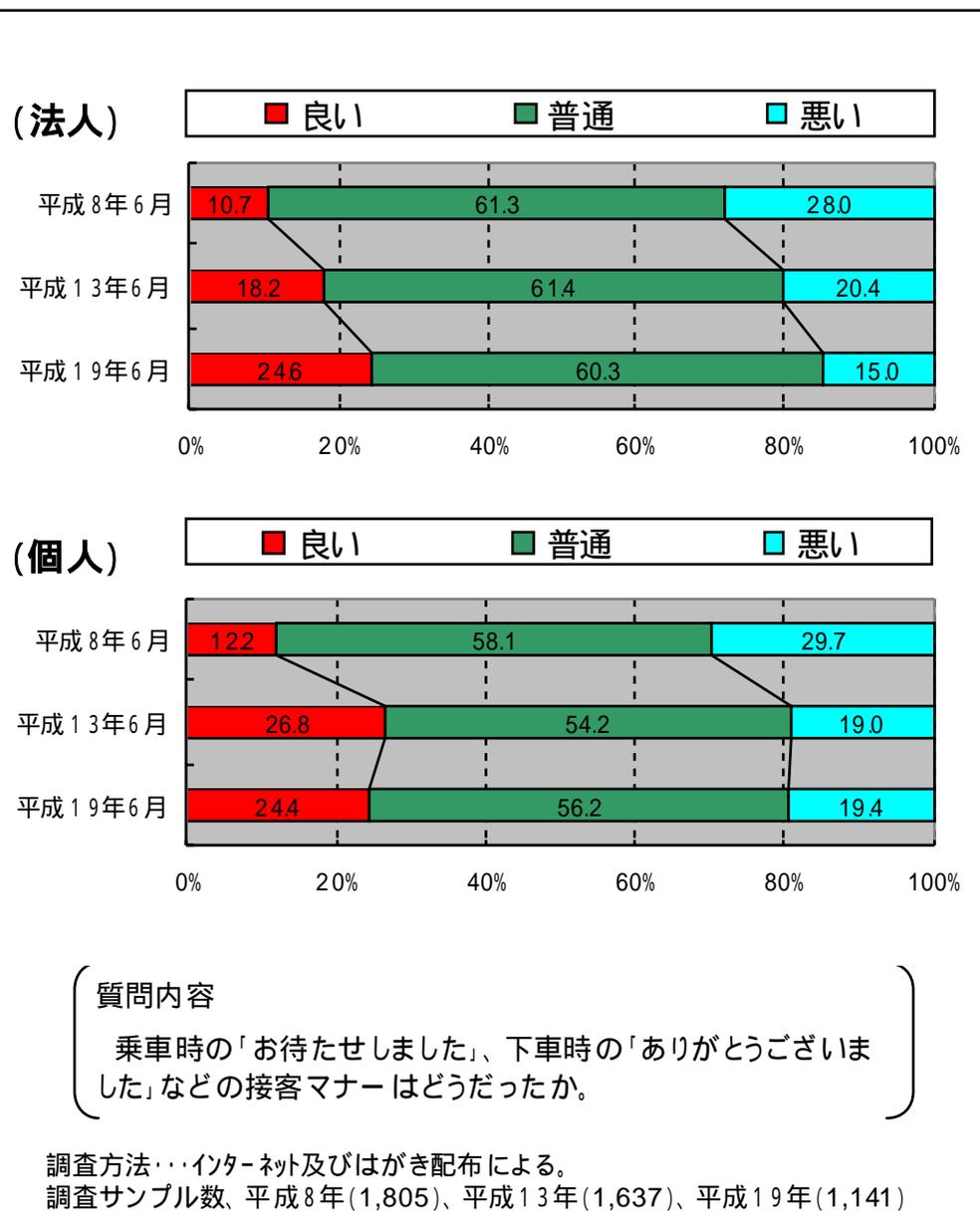


(注)平成13年7月よりインターネットによる苦情受付開始
資料:東京タクシーセンター「センター要覧2007」

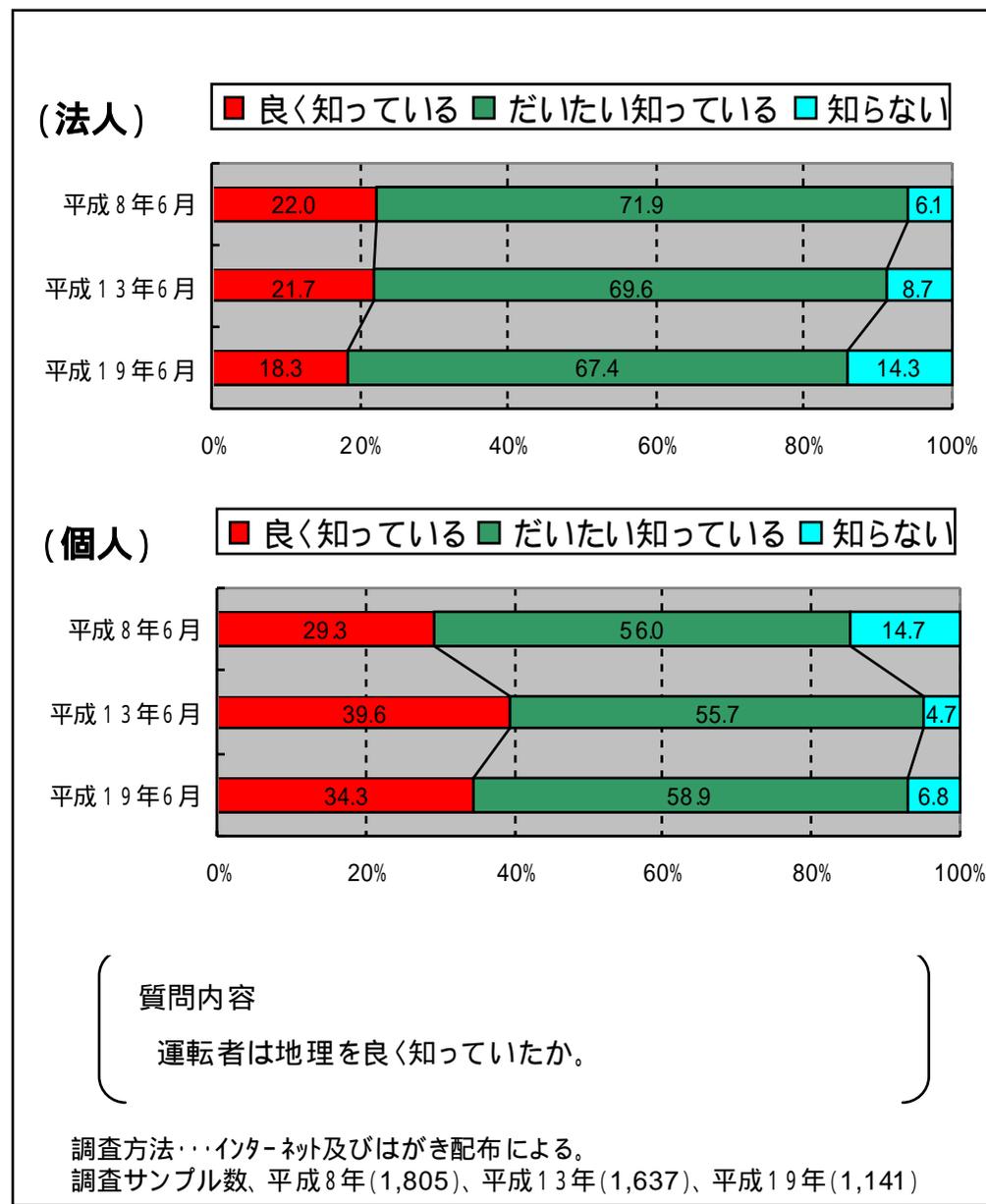
タクシー運転者に対する利用者評価の推移

～東京都特別区・武三交通圏～

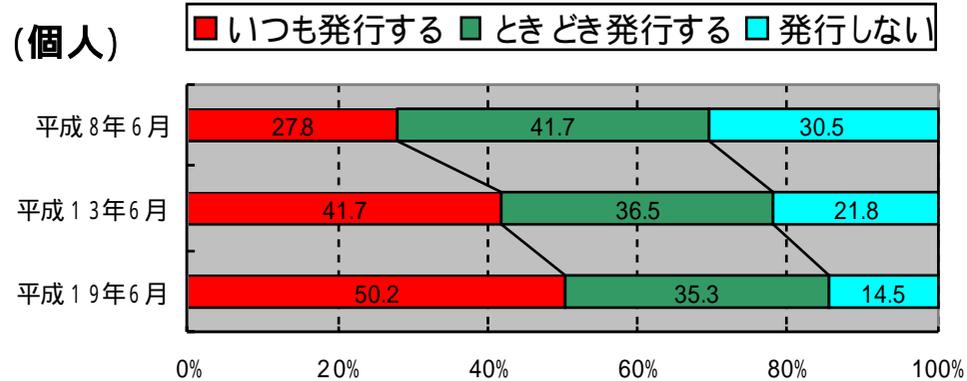
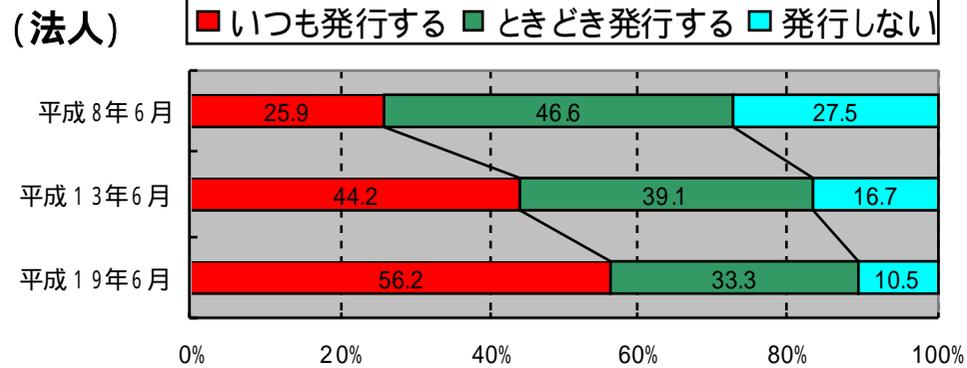
接客マナーについて



地理の把握状況について



・領収書の発行について

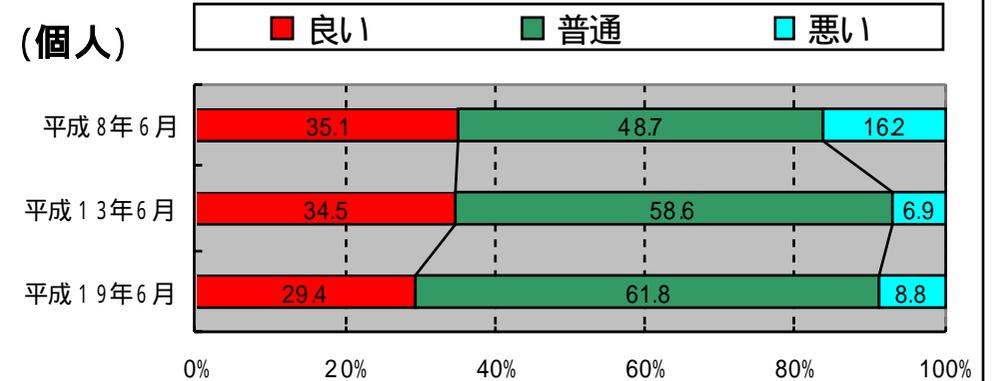
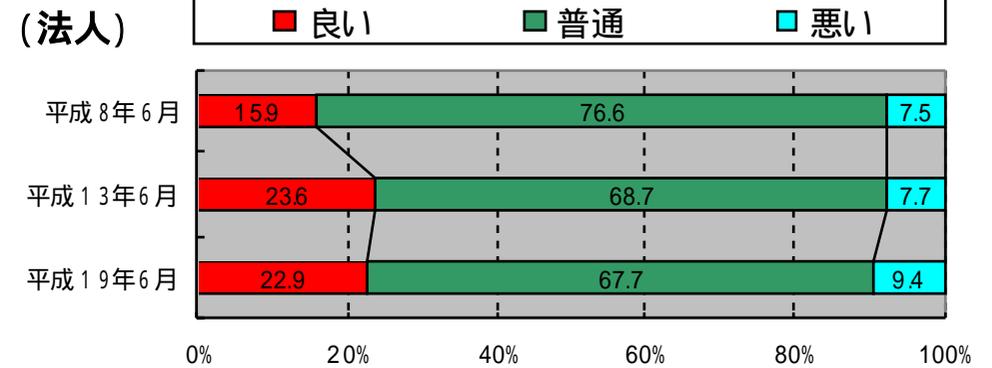


質問内容

運転者は、領収書を発行しているか。

調査方法…インターネット及びはがき配布による。
調査サンプル数、平成8年(1,805)、平成13年(1,637)、平成19年(1,141)

・運転操作について



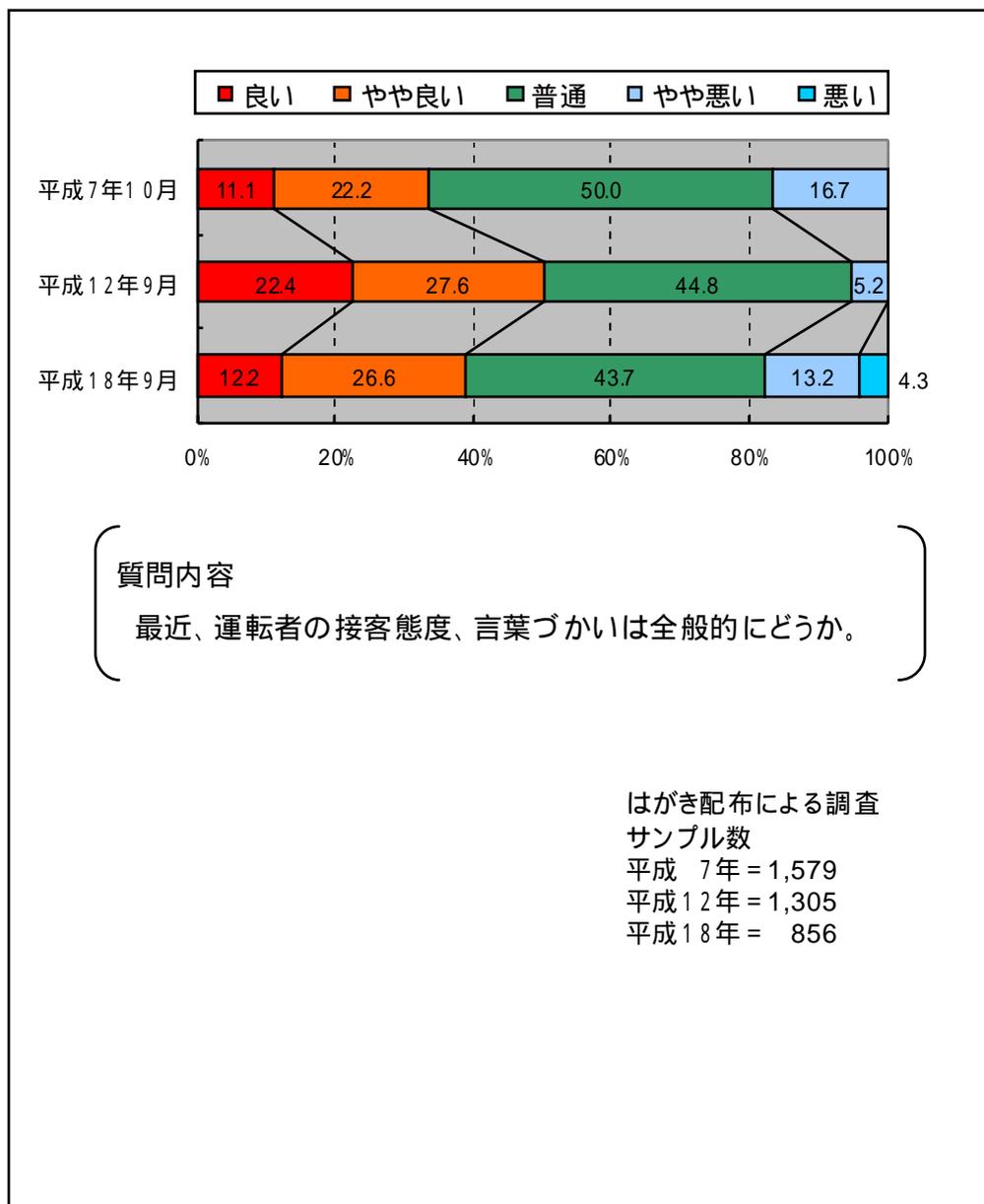
質問内容

運転操作はどうであったか。

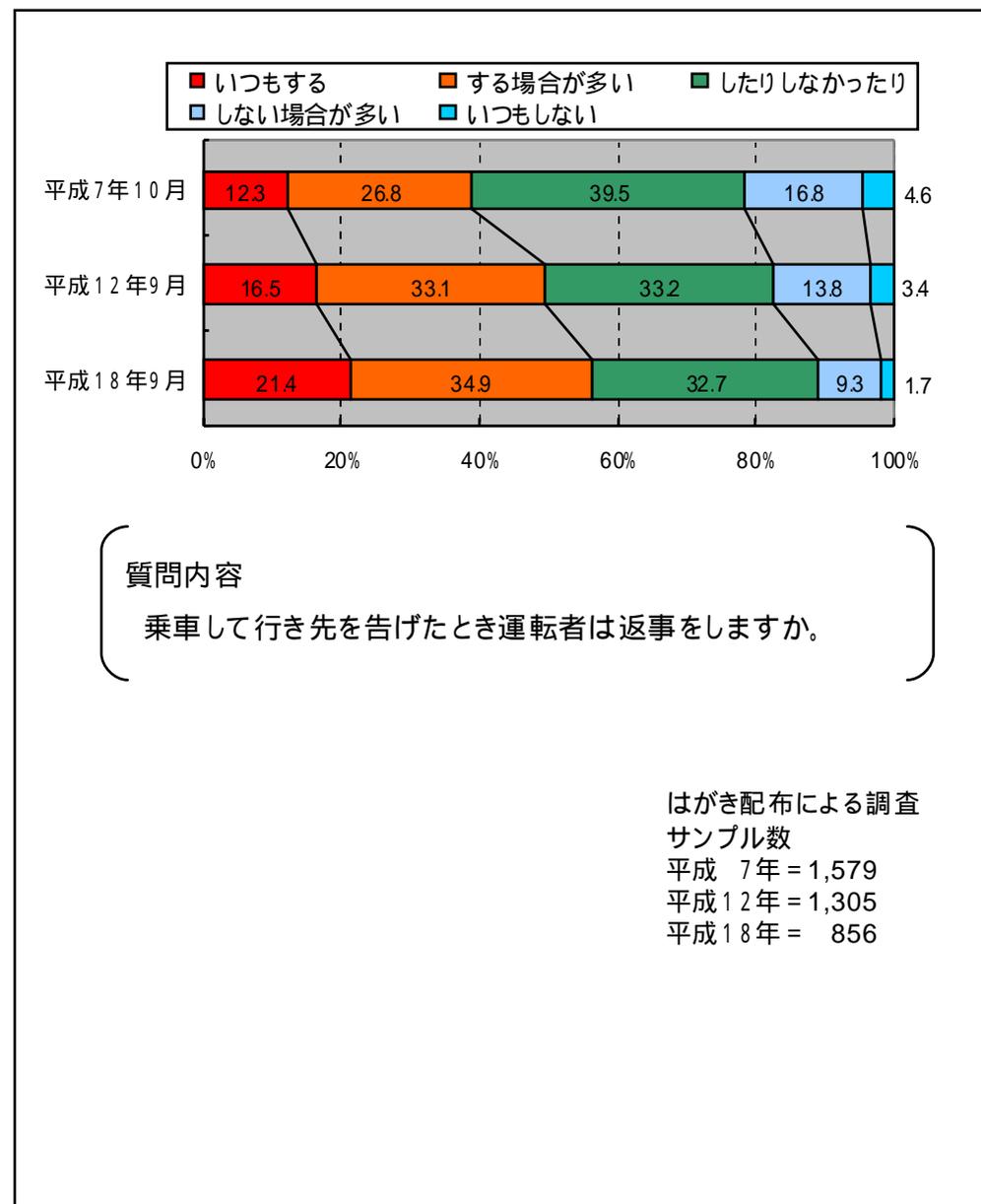
調査方法…インターネット及びはがき配布による。
調査サンプル数、平成8年(1,805)、平成13年(1,637)、平成19年(1,141)

タクシー運転者に対する利用者評価の推移 ～大阪市域～

接客マナーについて



返事に対する評価

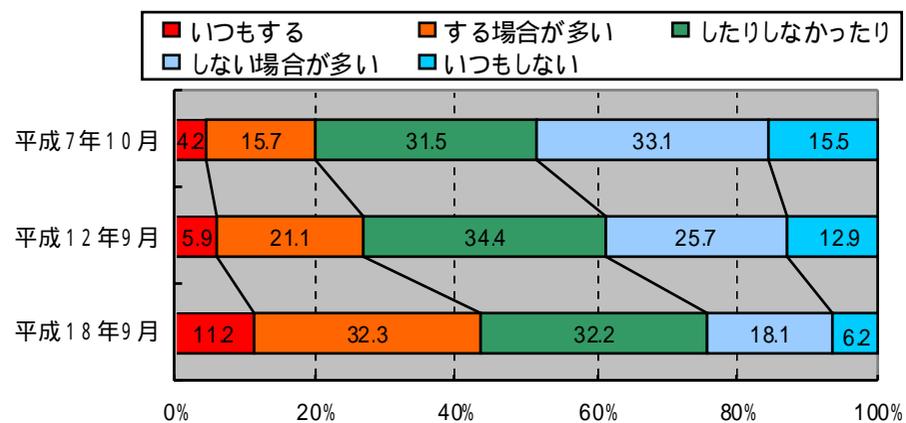


調査対象地区及び対象者・・・主に大阪市域交通圏に営業所のある事業者

出典:財団法人 大阪タクシーセンター

「タクシーに関するアンケート調査」

・忘れ物に対する注意の評価

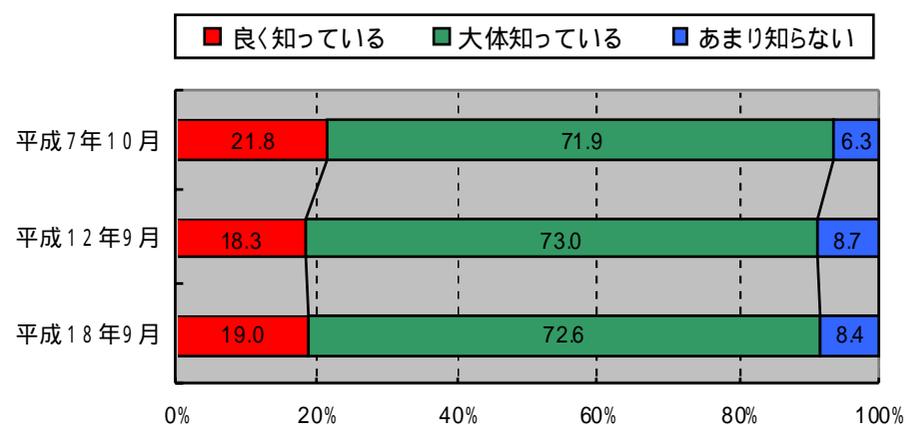


質問内容

降車の際、運転者は忘れ物のないように注意してくれますか。

はがき配布による調査
 サンプル数
 平成7年 = 1,579
 平成12年 = 1,305
 平成18年 = 856

・地理知識に対する評価



質問内容

運転者は道順を良く知っていたか。

はがき配布による調査
 サンプル数
 平成7年 = 1,579
 平成12年 = 1,305
 平成18年 = 856

調査対象地区及び対象者・・・主に大阪市域交通圏に営業所のある事業者

出典：財団法人 大阪タクシーセンター

「タクシーに関するアンケート調査」

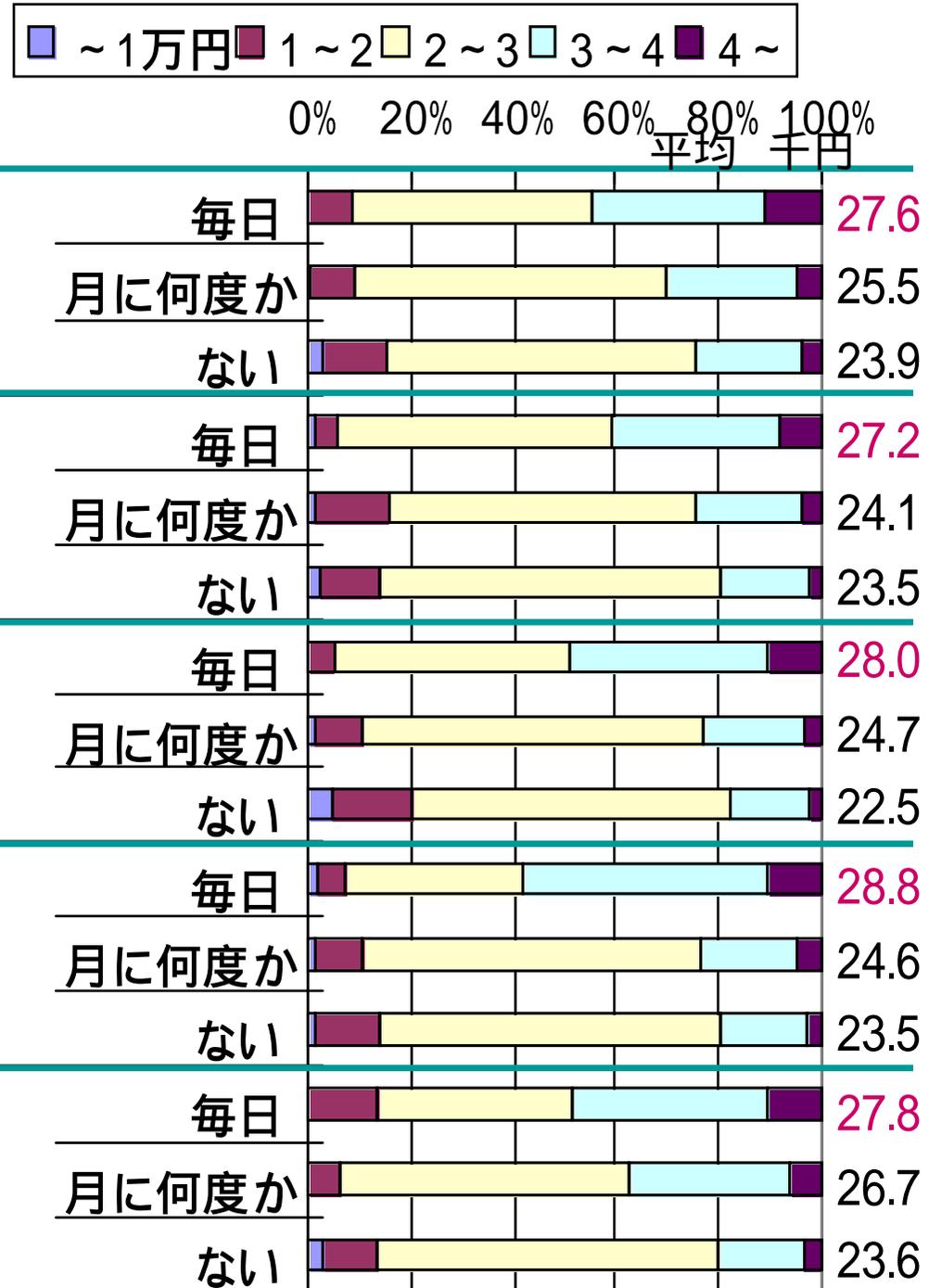
ドライバーアンケート調査（１）

宮城大学教授
徳永 幸之氏調査
(調査時 東北大学大学院准教授)
2007年2月仙台市内において実施

配布数: 408
回収数: 265
回収率: 65%

■ 運転の様子と営業収入

- 安全をないがしろにしている人の方が営業収入が高い傾向
- 毎日ある人の割合
 - ◆ 安全確認がおろそかに 16%
 - ◆ スピードの出しすぎ 48%
 - ◆ 黄色信号での強引な進入 37%
 - ◆ 急な車線変更 26%
 - ◆ 強引なUターン 17%



ドライバーアンケート調査（２）

営業の様子と営業収入

ルール違反している
人の方が営業収入が
高い傾向

該当する人の割合
ドアの開け待ち
27%

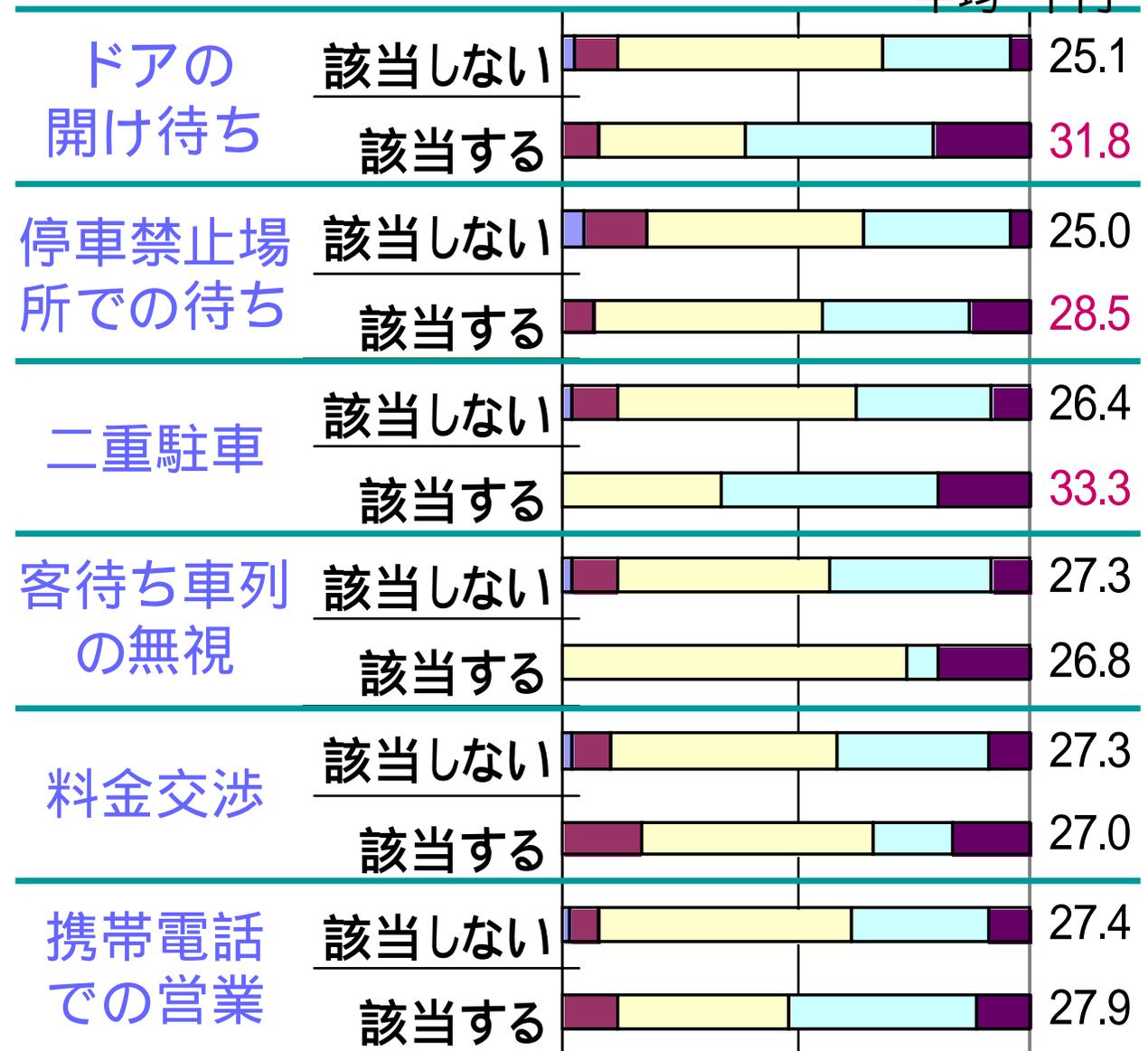
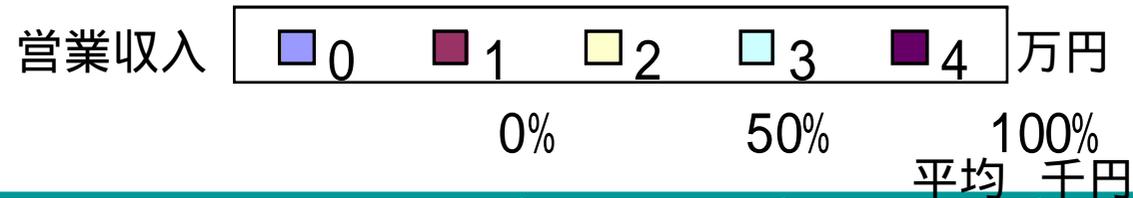
停車禁止場所
での待ち 55%

二重駐車 11%

料金交渉 4%

客待ち車列
の無視 9%

携帯電話での
営業 25%



その他、需要拡大や社会的要請に対応した取組み

スマートプレートを活用したショットガンシステム(JR千葉駅東口)

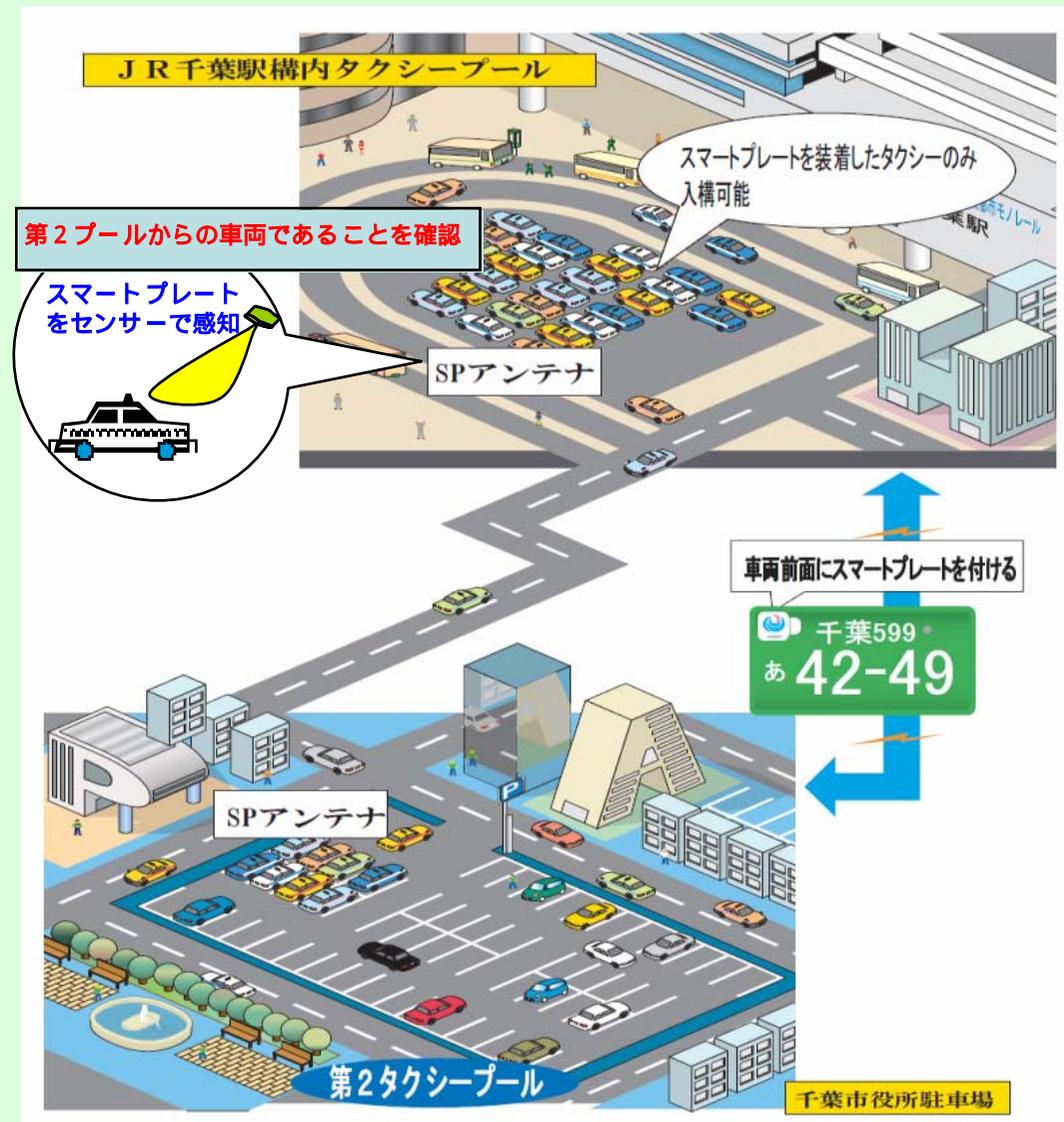
スマートプレートを活用したショットガンシステム

JR千葉駅周辺における客待ちタクシーによる交通渋滞を解消するため、従来より関東運輸局、千葉市、県警等の関係者と連携のもと、駅入構管理対策について検討。

18年秋を目途に、同駅東口に入構するタクシー全車にスマートプレート(電子ナンバープレート)を装着し、現場誘導員を配置しないショットガンシステムを開始予定。

ショットガンシステム

駅周辺における客待ちタクシーの待機列を解消するため、駅乗り場(第一プール)から離れた大規模タクシープール(第二プール)を活用し、タクシーの駅乗り場への流入を調整する施策



上記のほか、郡山駅(福島)や池袋駅(東京)などの各地において、モニターカメラ等を活用したショットガンシステムが実施されている。

タクシーの違法客待ち駐車対策(札幌市すすきの地区)

札幌市すすきの地区におけるタクシーによる交通渋滞や違法客待ち駐車の問題解決向け、「クリーン薄野活性化連絡協議会」(北海道警本部、札幌中央警察署、札幌市、北海道運輸局、札幌ハイヤー協会等)を設置し、タクシーの客待ちの適正化など、違法駐車の問題の改善に向けた取り組みを行っている。

タクシー乗り場の利用マナーの啓発

タクシーは、乗り場の先頭から乗車することや、交差点付近では乗らないことなどについて、利用者等の理解を求めするため、広報看板を設置



広報看板

安心安全で魅力ある
すすきのの実現のために
ご協力を!

- タクシーは乗り場の先頭から乗車する
- 交差点付近ではタクシーに乗せない・乗らない
- 違法駐車や違法駐輪をしない

クリーン薄野活性化連絡協議会
 中央警察署 北海道運輸局
 札幌ハイヤー協会 札幌市

守ってルール!
違法駐車はレッドカード
のぞせ!日本一違法駐車のない街!

道路路面へのタクシー用区画線の標示

タクシーの二重駐車等を防止するため、タクシー乗り場に区画線等を表示



タクシー用区画線内で整然と客待ち待ちするタクシー

タクシーの客待ちマナーの指導の強化

北海道運輸局及び札幌ハイヤー協会による特別指導等
(6月1日~17日)



国分町3Way方式（仙台市）

仙台市中心部タクシー交通問題対策協議会（ ）において、夜間の繁華街でのタクシー交通問題（幹線道路における二重駐車、繁華街における客待ち駐車、周辺部における交通混雑）の解消を目的に、路外待機場所を利用し、タクシー乗り場までの3つのルートを設定することにより、効率的な車両供給を行おうとする社会実験を本年4月から5月に実施し、6月から本格導入。

（社）宮城県タクシー協会仙台地区総支部、国土交通省、宮城県、仙台中央警察署、仙台市ほか



概略図

利用者向けリーフレット

・ 参入等の事前チェック

タクシー事業の新規参入に係る審査内容・基準について

項目	現在の主な審査内容・基準	これまでに廃止・緩和等された要件 (規制緩和、規制強化、規制見直し)
営業所	<ul style="list-style-type: none"> ・営業区域内に設置 ・適正な規模 ・土地・建物について3年以上の使用権原の保有 	土地・建物の原則自己所有要件の廃止(平成6年)
事業用自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・3年以上の使用権原の保有 	リース車両保有制限(50%以内等)の廃止(平成8年3月) 車齢要件(法定耐用年数以内)の廃止(平成14年2月)
最低車両数	<ul style="list-style-type: none"> ・大都市を含む営業区域10両、その他5両 	最低車両数要件の緩和(平成9年1月) (それまでは、東京60両、大阪・名古屋30両など)
自動車車庫	<ul style="list-style-type: none"> ・営業所から2km以内 ・計画車両を収容する能力 ・土地・建物について3年以上の使用権原の保有 	営業所からの距離の緩和(500m 2km)(平成5年) 土地・建物の原則自己所有要件の廃止(平成6年) 路面の舗装義務の廃止(平成6年) 一定以上の有蓋車庫の設置義務を廃止(平成7年4月)
休憩仮眠施設	<ul style="list-style-type: none"> ・営業所及び自動車車庫から2km以内 ・適正な規模、適切な設備 ・土地・建物について3年以上の使用権原の保有 	営業所・車庫からの距離の緩和(500m 2km)(平成5年) 原則自己所有要件の廃止(平成6年)
管理運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・1名以上の役員の専従 ・運行管理者、指導主任者、整備管理者の選任 ・運行管理規程の整備 	<p>[運行管理者関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> 営業所に配置する運行管理者数規制(5両以上39両以下1名、以降40両まで毎に1名)(平成14年2月) 運行管理者資格者証制の導入(試験又は認定)(平成14年2月) 重大事故又は法令違反のあった営業所の運行管理者に対する特別講習義務付け(平成14年2月) 高齢運転者又は事故惹起運転者に対する特別指導及び適性診断の義務付け(平成14年2月) 運行記録計装着義務付けの地域拡大(平成19年12月) <p>[整備管理者関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> 実務経験による選任要件見直し(5年 2年、運輸支局の選任前研修の受講義務)(平成15年4月) 整備管理者の外部委託の原則禁止(一定条件を満たすグループ企業の場合を除く)(平成19年9月)
運転者	<ul style="list-style-type: none"> ・乗務割、労働時間、給与体系の適切性(労働関係法令の遵守) ・運転者選任要件の適合 	事業者による選任前教育期間の充実(5日 10日)(平成14年)
資金計画	<ul style="list-style-type: none"> ・所要資金見積の適切性 ・資金計画の確実性 	
法令遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・役員の法令知識(試験実施) ・過去の行政処分履歴 	
損害賠償能力	<ul style="list-style-type: none"> ・任意保険・共済(対人8,000万円、対物200万円)への加入計画 	自家賠償制度の廃止(平成14年2月) (任意保険・共済(対人8,000万円、対物200万円)への加入義務付け)

タクシー事業者に対する安全規制の概要

参入時のチェック

安全面からも事業遂行能力を確認

以下の者の選任状況を確認

- ・ 車両数により義務付けられる運行管理者の員数
 - ・ 整備管理者
 - ・ 安全統括管理者
(車両数300両以上の事業者)
- 等

新規許可事業者に対する安全指導

- ・ 新規許可事業者に対する関係法令等遵守のための講習等

事業者が遵守すべき事項

<運行管理制度>

営業所ごとに車両台数に応じた運行管理者(国家資格)を選任

〔運行管理者の主な業務〕

- ・ 運転者の勤務時間等の適正管理
- ・ 点呼による運転者の健康状態の把握
- ・ 運転者に対する指導監督 等

<運転者>

- ・ 運転免許の取得(二種免許)
- ・ 点呼時における必要事項の報告
- ・ 適性診断の受診
(死亡事故等を起こした運転者、運転者として雇い入れた者、65歳以上の高齢者)

<車両>

- ・ 営業所ごとの整備管理者の選任
- ・ 日常点検、定期点検の確実な実施 等

〔運輸安全マネジメント〕

経営トップは、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

事後チェック

〔営業所に対する監査等〕

事業者の法令遵守を徹底させる観点から、全国53運輸支局等の職員が統一の方針により監査を実施

- ・ 死亡事故、酒酔い運転等の悪質違反を起こした事業者に対する制裁的監査
- ・ 長期間監査未実施事業者等に対する予防的監査

↓
車両の使用停止、営業所の事業停止等の行政処分

悪質な法令違反者に対する運行管理者資格者証返納命令

運輸安全マネジメント評価の実施

運行管理制度の概要

< 運行管理者の主な業務 >

(1) 運転者の勤務時間等の適正管理

乗務記録、運行記録計により乗務時間を把握し、運転者の適切な勤務時間、乗務時間の設定や必要に応じて交替運転者を配置する等、乗務員の適正な勤務体制を確立

(2) 点呼による運転者の健康状態の把握等

運転者に対して、乗務前、乗務後に点呼を実施し、運転者の疲労、健康状態の確認を行い運行継続可否の決定を行うとともに、悪天候時の運行経路の変更など安全な走行を確保するため具体的な指示を実施

(3) 運転者に対する指導監督

運行の安全を確保するため、運転者に対して常日頃から指導監督を行い、安全関係法令等の遵守の徹底

< 運行管理者の配置基準及び資格要件 >

(1) 営業所毎の配置基準 保有車両39両まで1名 以降40両ごとに1名追加

(参考) 事業者から選任された運行管理者の数：17,478人(18年度末現在)

(2) 運行管理者の資格要件 ・5年以上の実務経験、かつ、所定の講習5回以上受講

・運行管理者試験に合格

(なお受験資格として1年以上の実務経験又は基礎講習受講が必要)

< 運行管理者に対する定期的な講習受講の義務付け >

職務の遂行に必要な知識や能力の向上を図るため、2年に1度の定期講習(一般講習)を義務付け

< 事故を引き起こした運行管理者への措置 >

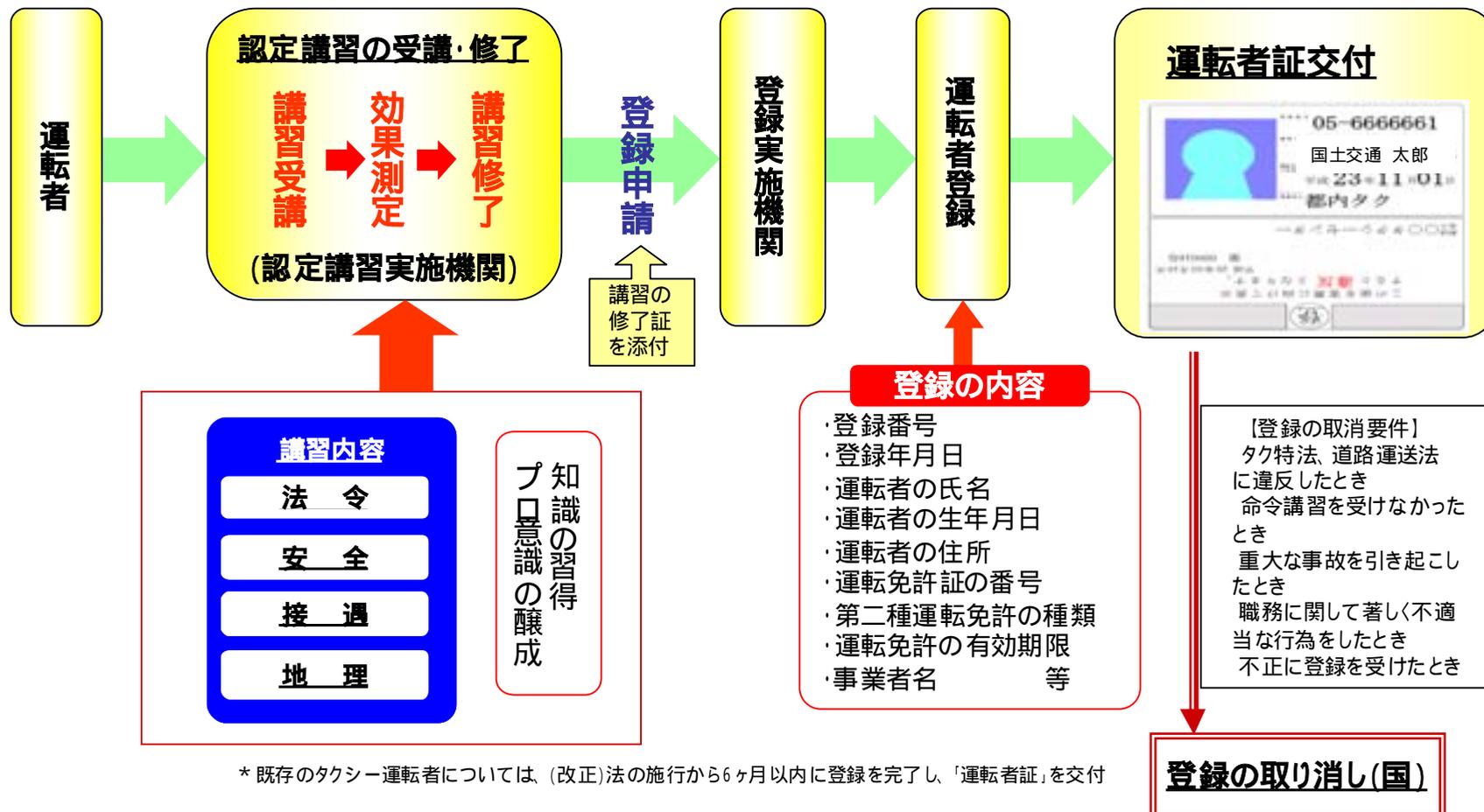
(1) 講習受講の義務 重大事故や法令違反のあった営業所の運行管理者に対しては、特別講習の受講義務

(2) 運行管理者資格者証の返納 悪質な法令違反のあった運行管理者に対しては、運行管理者資格者証の返納命令

タクシー業務適正化特別措置法に基づく運転者登録制度の概要

流し営業中心の地域におけるタクシー事業に係る輸送の安全及び利用者の利便を確保する観点から、タクシー事業の業務の適正化を図るため、悪質な運転者の排除等を目的に「登録制度」を実施。平成20年6月14日から、従来の指定地域(東京、大阪)に加え、札幌、仙台、さいたま、千葉、横浜、名古屋、京都、神戸、広島、北九州、福岡を追加指定し、全国13地域に拡大。

タクシー運転者登録に関する一連の手続き



悪質運転者の排除

サービスの質向上

安全性の確保

タクシー業務適正化特別措置法の施行状況

東京・大阪地区の登録取消件数

(単位:件)

	東京地区(関東運輸局)				大阪地区(近畿運輸局)			
	乗車拒否関係	運賃関係	乗禁地区関係	計	乗車拒否関係	運賃関係	乗禁地区関係	計
平成13年度	3	0	0	3	1	1	0	2
14年度	4	1	2	7	2	1	0	3
15年度	0	0	0	0	0	0	5	5
16年度	3	0	2	5	1	0	4	5
17年度	6	0	0	6	0	0	0	0
18年度	0	0	0	0	0	1	0	1
19年度	4	0	2	6	2	0	0	2

東京・大阪タクシーセンターの地理試験合格率

(単位:人)

	東京タクシーセンター			大阪タクシーセンター		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平成8年度	9,269	6,312	68.1%	3,567	2,781	78.0%
9年度	12,285	6,740	54.9%	3,588	2,828	78.8%
10年度	14,339	8,648	60.3%	4,720	3,692	78.2%
11年度	11,434	7,101	62.1%	3,913	2,981	76.2%
12年度	10,001	5,999	60.0%	3,076	2,263	73.6%
13年度	12,078	5,832	48.3%	3,815	2,447	64.1%
14年度	12,886	6,385	49.5%	4,071	2,584	63.5%
15年度	14,390	6,553	45.5%	4,138	2,889	69.8%
16年度	15,002	6,303	42.0%	3,301	2,289	69.3%
17年度	15,144	5,431	35.9%	2,350	1,764	75.1%
18年度	15,519	5,892	38.0%	2,399	1,601	66.7%
19年度	14,440	5,989	41.5%	2,997	1,792	59.8%

登録運転者に対する行政処分等の考え方について

(カッコ内は初違反時の日数等。再違反時は、取消日数は3倍、点数は2倍)

重大な法令違反

10日～2年の
登録取消し

これまでの処分類型(利用者利便等)

- ・不当運賃收受(20日)
- ・軽犯罪法(悪質な客引き等)違反(20日)
- ・運送引受義務違反(30日)
- ・傷害、暴行、脅迫等(1年)
- ・殺人、強盗等(2年)

新設する主な法令違反類型(輸送の安全等)

- ・講習受講命令の後に再び7点となった場合(10日)
- ・重大事故(不注意による死亡事故)(1年)
- ・道路交通法の悪質違反(酒酔い運転等)(2年)

軽微な法令違反

警告及び点数付与
(1～4点)

新設する主な法令違反類型(輸送の安全等)

- ・駐停車禁止違反(1点)
- ・最高速度違反(30km/h未満)(2点)
- ・扉の不適切な操作による軽傷事故(2点)
- ・重傷事故(治療30日以上+入院、運転者の不注意によらないもの)(2点)
- ・大幅な最高速度違反(30～50km/h)(3点)
- ・重傷事故(治療30日以上+入院、運転者の不注意によるもの)(3点)
- ・大幅な最高速度違反(50km/h以上)(4点)
- ・死亡事故(運転者の不注意によらないもの)(4点)

点数が3年間のうちに7点を超えると
講習の受講命令を发出
(点数はいったんクリア)

命令後、再度7点を超えると、
10日間の登録取消処分

